

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">省略用語例</p> <p>この基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。</p> <p>法……………国税通則法 令……………国税通則法施行令 審査法……………行政不服審査法 <u>審査法令……………行政不服審査法施行令</u> 徴収法……………国税徴収法 措置法……………租税特別措置法 措置法令……………租税特別措置法施行令</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">第1編 国税通則法関係</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第75条((国税に関する処分についての不服申立て)関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国税に関する法律に基づく処分 2 処分に不服がある者 3 再調査の請求先の特例 4 国税庁長官がした処分 5 国税庁又は国税局の職員の調査に基づく処分 6 再調査の請求をした日 7 不備を補正した日 8 期間の計算 <p>第76条((適用除外)関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この節の規定による処分 2 審査法の規定による処分 3 その他不服申立てについてした処分 <p>第77条((不服申立期間)関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 正当な理由 2 第1項と第3項との適用関係 3 災害等による期限の延長との関係 4 処分があった日 5 期間の計算 6 滞納処分に係る不服申立ての期限等の特例 <p>第77条の2((標準審理期間)関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 標準審理期間 <p>第80条((行政不服審査法との関係)関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その他国税に関する法律による別段の定め 2 税務官庁の事実上の行為又は不行為についての不服申立て <p style="text-align: center;">第2章 再調査の請求</p>	<p style="text-align: center;">省略用語例</p> <p>この基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。</p> <p>法……………国税通則法 令……………国税通則法施行令 審査法……………行政不服審査法</p> <p>徴収法……………国税徴収法 措置法……………租税特別措置法 措置法令……………租税特別措置法施行令</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">※アンダーライン省略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第81条((再調査の請求書の記載事項等))関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 処分の表示 2 再調査の請求の趣旨 3 再調査の請求の理由 4 再調査の請求書として取り扱う場合 5 相当の期間 6 補正要求を行う場合 7 補正要求と再調査審理庁 8 補正要求の方法 9 補正の方法 10 不適法であって補正することができないことが明らかとなるとき <p>第83条((決定))関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 却下の決定 2 棄却又は取消しの決定についての留意事項 3 変更 4 法の特則 5 徴収法の特則 <p>第84条((決定の手続等))関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査の範囲 2 課税標準等又は税額等の調査及び決定 3 再調査の請求の調査と質問検査権等 4 申立人の所在その他の事情 5 意見陳述の申立て 6 補佐人 7 補佐人帯同申請に対する決定義務 8 補佐人帯同の許可の基準 9 税務代理行為との関係 10 意見陳述の制限 11 相当の期間 12 再調査決定書に記載すべき理由 13 記名押印 14 決定の際の教示 15 再調査決定書の謄本 16 再調査決定書謄本の送達方法 17 公示送達についての留意事項 18 再調査の請求人に対する送達 19 再調査決定の効力の発生時期 20 参加人への送付 21 裁判所への送付 22 納税地指定処分の取消決定の効力 	

改 正 後	改 正 前
<p>第85条((納税地異動の場合における再調査の請求先等))関係</p> <p>1 徴収に関する処分</p> <p>第86条((再調査の請求事件の決定機関の特例))関係</p> <p>1 事案の移送</p> <p style="text-align: center;">第3章 審査請求</p> <p>第89条((合意によるみなす審査請求))関係</p> <p>1 再調査の請求を審査請求として取り扱う場合</p> <p>2 再調査の請求人の同意</p> <p>3 同意を求める通知に係る書面に付記すべき処分理由</p> <p>第90条((他の審査請求に伴うみなす審査請求))関係</p> <p>1 送付した旨の通知に係る書面に付記すべき処分理由</p> <p>第93条((答弁書の提出等))関係</p> <p>1 答弁書の記載程度</p> <p>第95条の2((口頭意見陳述))関係</p> <p>1 原処分庁に対する質問</p> <p>第102条((裁決の拘束力))関係</p> <p>1 関係行政庁</p> <p>2 裁決の拘束力</p> <p>3 利害関係人に対する通知</p> <p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p>第104条((併合審理等))関係</p> <p>1 併合審理ができる場合</p> <p>2 併せ審理</p> <p>3 併合審理をした場合の決定</p> <p>4 加算税についての不服申立て</p> <p>5 不服申立ての決定又は裁決</p> <p>第105条((不服申立てと国税の徴収との関係))関係</p> <p>1 換価の申出の方法</p> <p>2 必要があると認める場合</p> <p>3 相当と認めるとき</p> <p>4 担保の提供先</p> <p>5 弁明の聴取</p> <p>第106条((不服申立人の地位の承継))関係</p> <p>1 相続人</p> <p>2 権利の承継等の事実を証する書面</p> <p>3 地位承継の効果</p> <p>4 処分に係る権利の譲受人</p> <p>5 地位承継の許可申請</p> <p>第107条((代理人))関係</p> <p>1 納税管理人による代理</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>2 税理士法との関係</p> <p>3 代理権の範囲</p> <p>4 代理人が複数選任された場合</p> <p>5 書面による証明</p> <p>6 権限の証明のない場合</p> <p>7 代理権の消滅事由</p> <p>8 代理権消滅の効果</p> <p>第108条((総代)関係)</p> <p>1 共同不服申立て</p> <p>2 書面による証明</p> <p>3 個々の不服申立人の不服申立てとして取り扱う場合</p> <p>4 総代の権限</p> <p>5 総代の互選命令が履行されなかった場合</p> <p>6 総代の権限の消滅等</p> <p>第109条((参加人)関係)</p> <p>1 利害関係人</p> <p>2 不服申立人の同意の要否</p> <p>3 参加の許可</p> <p>4 参加要求の効果</p> <p>5 参加の取消し</p> <p>6 参加人の代理人</p> <p>7 参加人の行為の範囲</p> <p>8 不服申立ての取下げと参加人の地位</p> <p>9 不服申立人又は参加人の死亡</p> <p>第110条((不服申立ての取下げ)関係)</p> <p>1 取下げの権限</p> <p>2 取下げの権限の証明</p> <p>第111条((3月後の教示)関係)</p> <p>1 再調査の請求がされた日及び期間の計算</p> <p>2 教示に係る書面に付記すべき処分理由</p> <p>第112条((誤った教示をした場合の救済)関係)</p> <p>1 教示</p> <p>2 教示に関する他の救済規定との関係</p> <p>3 再調査の請求又は審査請求とみなす場合の効果</p> <p style="text-align: center;">第2編 行政不服審査法関係 第1章 総則</p> <p>第1条((目的等)関係)</p> <p>1 審査法が適用される不服申立て</p> <p>2 処分</p> <p>3 事実上の行為</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>第2条((処分についての審査請求)関係)</p> <p>1 処分に不服がある者</p> <p>第3条((不作為についての審査請求)関係)</p> <p>1 相当の期間</p> <p>2 法令に基づく申請</p> <p>3 審査請求をすることができる者</p> <p>4 裁決等があった後の審査請求</p> <p>第4条((審査請求をすべき行政庁)関係)</p> <p>1 税理士の登録拒否処分等についての審査請求</p> <p>2 当該職員がした事実上の行為についての審査請求</p> <p>3 財務大臣の処分についての審査請求</p> <p>4 不作為についての審査請求</p> <p>第6条((再審査請求)関係)</p> <p>1 国税関係処分等についての不適用</p> <p>第7条((適用除外)関係)</p> <p>1 適用除外事項</p> <p>2 国の機関等の固有の資格において処分の相手方となる処分の範囲</p> <p style="text-align: center;">第2章 審査請求</p> <p style="text-align: center;">第1節 審査庁及び審理関係人</p> <p>第9条((審理員)関係)</p> <p>1 審理員</p> <p>第10条から第12条まで共通関係</p> <p>1 書面による証明</p> <p>2 資格証明のない場合</p> <p>第11条((総代)関係)</p> <p>1 共同審査請求</p> <p>第12条((代理人による審査請求)関係)</p> <p>1 代理人による審査請求</p> <p>第13条((参加人)関係)</p> <p>1 申請に対する決定義務</p> <p>2 参加人の行為の範囲</p> <p>3 利害関係人等</p> <p>4 参加人の代理人</p> <p>第15条((審理手続の承継)関係)</p> <p>1 法令により権利を承継した者</p> <p>2 相続人等</p> <p>第16条((標準審理期間)関係)</p> <p>1 標準審理期間</p> <p style="text-align: center;">第2節 審査請求の手続</p> <p>第18条((審査請求期間)関係)</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>1 正当な理由 2 第1項と第2項との適用関係 3 災害等による期限の延長との関係 4 処分があった日 5 期間の計算 6 審査請求書が郵便又は信書便で提出された場合</p> <p>第19条(審査請求書の提出)関係 1 口頭による不服申立て 2 審査請求書の記載事項等</p> <p>第20条(口頭による審査請求)関係 1 国税関係処分等についての不適用</p> <p>第22条(誤った教示をした場合の救済)関係 1 適用範囲 2 教示 3 審査請求とみなされた場合の副本</p> <p>第23条(審査請求書の補正)関係 1 補正命令を行う場合 2 補正命令等</p> <p>第26条(執行停止の取消し)関係 1 その他事情が変更したとき</p> <p>第27条(審査請求の取下げ)関係 1 取下げの権限等</p> <p style="text-align: center;">第3節 審理手続</p> <p>第29条(弁明書の提出)関係 1 弁明書の記載</p> <p>第31条(口頭意見陳述)関係 1 申立人の所在その他の事情 2 意見陳述の申立て 3 意見陳述の制限</p> <p>第33条から第36条まで共通関係 1 申立てを採用しない場合</p> <p>第33条(物件の提出要求)関係 1 所持人 2 留置物件の返還</p> <p>第35条(検証)関係 1 検証 2 申立人の立会い</p> <p>第36条(審理関係人への質問)関係 1 質問</p> <p>第37条(審理手続の計画的遂行)関係</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>1 審理手続の計画的遂行が必要であると認められる場合</p> <p>2 その他相当と認める場合</p> <p>第38条(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)関係</p> <p>1 第三者の利益を害するおそれ等</p> <p>2 提出人の意見を聴く必要がないと認めるとき</p> <p>第39条(審理手続の併合又は分離)関係</p> <p>1 併合審理をした場合の裁決</p> <p>第42条(審理員意見書)関係</p> <p>1 審理員意見書の作成</p> <p style="text-align: center;">第5節 裁決</p> <p>第45条(処分についての審査請求の却下又は棄却)関係</p> <p>1 却下の裁決</p> <p>第46条(処分についての審査請求の認容)関係</p> <p>1 認容裁決の要件</p> <p>第47条関係</p> <p>1 撤廃命令</p> <p>第49条(不作為についての審査請求の裁決)関係</p> <p>1 却下の裁決</p> <p>2 棄却の裁決</p> <p>第50条(裁決の方式)関係</p> <p>1 裁決書に記載すべき理由等</p> <p>第51条(裁決の効力発生)関係</p> <p>1 裁決書謄本の送達等</p> <p>第52条(裁決の拘束力)関係</p> <p>1 却下等の処分についての取消裁決</p> <p>2 関係行政庁等</p> <p style="text-align: center;">第6章 補則</p> <p>第82条(不服申立てをすべき行政庁等の教示)関係</p> <p>1 教示の方法</p> <p>2 教示を必要としない処分</p> <p>3 処分</p> <p>4 教示の追完</p> <p>5 教示を行わなかった場合等の処分の効力</p> <p>6 教示すべき行政庁</p> <p>第83条(教示をしなかった場合の不服申立て)関係</p> <p>1 決定の際の教示をしなかった場合</p> <p>2 審査請求又は再調査の請求とみなす場合の効果</p> <p>3 審査請求とみなされた場合の補正命令</p> <p>4 審査請求とみなされた場合の副本</p>	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1編 国税通則法関係 第1章 総則</p> <p>第75条(国税に関する処分についての不服申立て)関係 (国税に関する法律に基づく処分)</p> <p>75—1 法第75条第1項の「国税に関する法律に基づく処分」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 処分は、行政庁の公権力の行使に当たる行為であることを要するから、例えば、国税の賦課徴収に関する事務を行う行政庁(以下「税務官庁」という。)における不用物品の売払行為はこれに該当しないこと。</p> <p>(2) 処分は、行政庁の公権力の行使に当たる行為が外部に対してされることを要するから、例えば、国税庁長官の国税局長及び税務署長に対する訓令、通達又は指示はこれに該当しないこと。</p> <p>(3) 処分は、行政庁の公権力の行使によって直接国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生ずるものであることを要するから、例えば、公売予告通知及び徴収法第55条(質権者等に対する差押えの通知)の規定による質権者等に対する通知並びに法第74条の2第1項(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)に規定する「当該物件…の提示若しくは提出を求めること」はこれに該当しないこと。</p> <p>(4) 処分には、<u>事実上の行為は含まれない</u>のであるから、例えば、法第74条の7(提出物件の留置き)に規定する「当該調査において提出された物件を留め置くこと」はこの処分には該当しないこと。</p> <p>(5) 法第74条の7の規定に基づき同条に規定する「当該職員」が留め置いた物件について、当該物件の提出者から返還の求めがあった場合で、当該職員がこれを拒否したときの当該拒否は処分に該当すること。</p> <p>(注) 1 国税には、国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税は含まれない(法第2条第1号)。</p> <p>2 国税に関する法律に基づく処分に関しては、法第76条第1項(適用除外)及び法第80条(行政不服審査法との関係)を参照する。</p> <p>3 (4)の「物件を留め置くこと」は、<u>審査法第2条(処分についての審査請求)</u>に規定する「審査請求」の対象となる。</p> <p>(処分不服がある者)</p> <p>75—2 法第75条第1項の「処分…に不服がある者」は、処分によって直接自己の権利又は法律上の利益を侵害された者であることを要し、処分の直接の相手方のみならず、<u>例えば、差押えに係る財産について</u>抵当権を有する者のように第三者もこれに<u>当たる場合</u>があることに留意する。</p> <p>(再調査の請求先の特例)</p> <p>75—3 国税に関する法律に基づく処分に係る再調査の請求先については、法第85条第1項(納税地異動の場合における再調査の請求先等)及び相続税法附則第3項ただし書(不服申立て)</p>	<p style="text-align: center;">第1編 国税通則法関係 第1章 総則</p> <p>第75条(国税に関する処分についての不服申立て)関係 (国税に関する法律に基づく処分)</p> <p>75—1 法第75条第1項の「国税に関する法律に基づく処分」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 処分は、行政庁の公権力の行使に当たる行為であることを要するから、例えば、国税の賦課徴収に関する事務を行う行政庁(以下「税務官庁」という。)における不用物品の売払行為はこれに該当しないこと。</p> <p>(2) 処分は、行政庁の公権力の行使に当たる行為が外部に対してされることを要するから、例えば、国税庁長官の国税局長及び税務署長に対する訓令、通達又は指示はこれに該当しないこと。</p> <p>(3) 処分は、行政庁の公権力の行使によって直接国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生ずるものであることを要するから、例えば、公売予告通知及び徴収法第55条(質権者等に対する差押の通知)の規定による質権者等に対する通知並びに法第74条の2(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)に規定する「当該物件…の提示若しくは提出を求めること」はこれに該当しないこと。</p> <p>(4) 処分には、<u>審査法第2条第1項(処分の定義)に規定する事実行為は含まれない</u>のであるから、例えば、法第74条の7(提出物件の留置き)に規定する「当該調査において提出された物件を留め置くこと」はこの処分には該当しないこと。</p> <p>(5) 法第74条の7の規定に基づき同条に規定する「当該職員」が留め置いた物件について、当該物件の提出者から返還の求めがあった場合で、当該職員がこれを拒否したときの当該拒否は処分に該当すること。</p> <p>(注) 1 国税には、国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税は含まれない(法第2条第1号)。</p> <p>2 国税に関する法律に基づく処分に関しては、法第76条(不服申立てができない処分)及び法第80条第2項(不服申立てに関する規定の適用除外)を参照する。</p> <p>3 (4)の「物件を留め置くこと」は、<u>審査法第2条第1項に規定する「事実行為」に該当するのであるから、同法第4条(処分についての不服申立てに関する一般概括主義)</u>に規定する「審査請求又は異議申立て」の対象となる。</p> <p>(処分不服がある者)</p> <p>75—2 法第75条第1項の「処分…に不服がある者」は、処分によつて直接自己の権利または法律上の利益を侵害された者であることを要し、処分の直接の相手方のみならず、<u>たとえば差押えに係る財産について</u>抵当権を有する者のように第三者もこれに<u>あたる場合</u>があることに留意する。</p> <p>(異議申立先の特例)</p> <p>75—3 国税に関する法律に基づく処分に係る異議申立先については、法第85条第1項(納税地異動の場合における異議申立先等)および相続税法附則第3項ただし書(不服申立先等の</p>

改正後	改正前
<p>立先等の特例)の定めがあることに留意する。</p> <p>(国税庁長官がした処分)</p> <p>75—4 法第75条第1項第2号に掲げる「処分」には、例えば、次の処分がこれに該当することに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 納税地の指定(所得税法第18条第1項及び法人税法第18条第1項) (2) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認申請に対する当該承認をしないことの決定及び承認の取消し(措置法第40条第1項ないし第3項) (3) 航空機燃料税の納税地の特例承認の取消し(航空機燃料税法施行令第4条第2項) (4) 特定の医療法人の法人税率の特例の承認申請に対する当該承認をしないことの決定及び承認の取消し(措置法第67条の2第1項及び第2項) (5) 連結納税の承認の申請に対する却下並びに承認の取消し及び連結納税の取りやめの承認申請に対する却下(法人税法第4条の3第2項並びに第4条の5第1項及び第5項) <p>(国税庁又は国税局の職員の調査に基づく処分)</p> <p>75—5 法第75条第2項の「処分」には、例えば、法第28条第2項後段((更正通知書の附記事項)、同条第3項後段((決定通知書の附記事項)又は法第32条第5項((賦課決定通知書の附記事項等))の規定に基づく付記のある更正通知書、決定通知書又は賦課決定通知書によって通知された処分がこれに当たることに留意する。</p> <p>(削除)</p> <p>(再調査の請求をした日)</p> <p>75—6 法第75条第4項第1号の「再調査の請求をした日」とは、再調査の請求書が郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。)により提出された場合には、その郵便物又は信書便物(同条第3項に規定する信書便物をいう。以下同じ。)の通信日付印により表示された日(その表示がないとき又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)をいうことに留意する。</p> <p>(注) 不動産等についての公売公告(随意契約による売却通知を含む。)から売却決定まで</p>	<p>特例)の定めがあることに留意する。</p> <p>(国税庁長官がした処分)</p> <p>75—4 法第75条第1項第3号に掲げる「処分」には、例えば、次の処分がこれに該当することに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 納税地の指定(所得税法第18条第1項及び法人税法第18条第1項) (2) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認申請に対する当該承認をしないことの決定及び承認の取消し(措置法第40条第1項ないし第3項) (3) 航空機燃料税の納税地の特例承認の取消し(航空機燃料税法施行令第4条第2項) (4) 特定の医療法人の法人税率の特例の承認申請に対する当該承認をしないことの決定及び承認の取消し(措置法第67条の2第1項及び第2項) (5) 連結納税の承認の申請に対する却下並びに承認の取消し及び連結納税の取りやめの承認申請に対する却下(法人税法第4条の3第2項並びに第4条の5第1項及び第5項) <p>(国税庁または国税局の職員の調査に基づく処分)</p> <p>75—5 法第75条第2項の「処分」には、たとえば法第28条第2項後段((更正通知書の附記事項)、同条第3項後段((決定通知書の附記事項)または法第32条第5項((賦課決定通知書の附記事項等))の規定に基づく付記のある更正通知書、決定通知書または賦課決定通知書によって通知された処分がこれにあたることに留意する。</p> <p>(異議申立てをすることができる旨の教示をしなかつたとき)</p> <p>75—6 法第75条第4項第2号に掲げる「異議申立てをすることができる旨の……教示をしなかつたとき」には、異議申立てを前置すべきものとされている処分について、異議申立てをすることができる旨の教示をしなかつたときおよび審査請求をすることができる旨を教示したときのほか、異議申立てと審査請求との選択をすることができる旨を教示したときも含まれるものとする。</p> <p>(注) 1 上記の場合においても、処分庁に異議申立て(審査法第58条第1項((教示をしなかつた場合の不服申立て))の規定による不服申立てを含む。)をすることができる。</p> <p>2 教示に関する他の救済規定との関係については、112—2を参照する。</p> <p>(異議申立てをした日)</p> <p>75—7 法第75条第5項の「異議申立てをした日」とは、異議申立書が郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。)により提出された場合には、その郵便物又は信書便物(同条第3項に規定する信書便物をいう。以下同じ。)の通信日付印により表示された日(その表示がないとき又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)をいうことに留意する。</p> <p>(注) 不動産等についての公売公告(随意契約による売却通知を含む。)から売却決定まで</p>

改正後	改正前
<p>の処分及び換価代金等の配当に対する再調査の請求が郵便又は信書便により提出された場合には、再調査の請求書が再調査の請求先に到達した日が「再調査の請求をした日」となることに留意する（徴収法第171条第3項）。</p> <p><u>（不備を補正した日）</u> 75—7 法第75条第4項第1号括弧書の「不備を補正した日」とは、法第81条第3項（再調査の請求書の補正）の規定による補正要求に対する補正が書面を提出することによりなされた場合には、当該書面が再調査審理庁に到達した日をいうことに留意する。</p> <p><u>（期間の計算）</u> 75—8 法第75条第4項第1号の「3月」の計算については、法第10条第1項（期間の計算）の規定によることに留意する。</p> <p><u>第76条（適用除外）関係</u> （この節の規定による処分） 76—1 法第76条第1項第1号に掲げる「この節……の規定による処分」には、例えば、次の処分がこれに当たることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 補正要求（法第81条第3項） （2） 再調査の請求についての決定（法第83条） （3） 補佐人帯同の不許可（法第84条第3項） （4） 再調査の請求事案の移送の申立てについて認容しない決定（法第86条第1項） （5） 再調査の請求の対象となった処分に係る国税の徴収の猶予又は滞納処分の続行停止の申立てについて認容しない決定（法第105条第2項） （6） 担保の提供に伴い再調査の請求の対象となった処分に係る国税につき差押えをしないこと又は差押えを解除することを求めた場合における認容しない決定（法第105条第3項） （7） 再調査の請求の対象となった処分に係る国税の徴収の猶予又は滞納処分の続行停止の取消し（法第105条第7項） （8） 不服申立人の地位の承継の不許可（法第106条第4項） （9） 総代の互選命令（法第108条第2項） （10） 不服申立てへの参加の不許可（法第109条第1項） <p><u>（審査法の規定による処分）</u> 76—2 法第76条第1項第1号に掲げる「行政不服審査法……の規定による処分」には、例えば、事実上の行為についての審査請求に対する裁決（審査法第47条）又は不作為についての審査請求に対する裁決（審査法第49条）がこれに当たることに留意する。</p> <p><u>（その他不服申立てについてした処分）</u> 76—3 法第76条第1項第1号に掲げる「その他前条の規定による不服申立て…についてした</p>	<p>の処分及び換価代金等の配当に対する異議申立てが郵便又は信書便により提出された場合には、異議申立書が異議申立先に到達した日が「異議申立てをした日」となることに留意する（徴収法第171条第3項）。</p> <p>（新設）</p> <p><u>（期間の計算）</u> 75—8 法第75条第5項の「3月」の計算については、法第10条第1項（期間の計算）の規定によることに留意する。</p> <p><u>第76条（不服申立てができない処分）関係</u> （この節の規定による処分） 76—1 法第76条第1号に掲げる「この節の規定による処分」には、たとえば次の処分がこれにあたることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 補正要求（法第81条第2項） （2） 異議申立てについての決定（法第83条） （3） 補佐人帯同の不許可（法第84条第1項） （4） 異議申立事案の移送の申立てについて認容しない決定（法第86条第1項） （5） 異議申立ての対象となった処分に係る国税の徴収の猶予または滞納処分の続行停止の申立てについて認容しない決定（法第105条第2項） （6） 担保の提供に伴い異議申立ての対象となった処分に係る国税につき差押えをしないことまたは差押えを解除することを求めた場合における認容しない決定（法第105条第3項） （7） 異議申立ての対象となった処分に係る国税の徴収の猶予または滞納処分の続行停止の取消し（法第105条第7項） （8） 異議申立人の地位の承継の不許可（法第106条第4項） （9） 総代の互選命令（法第108条第2項） （10） 異議申立てへの参加の不許可（法第109条第1項） <p><u>（審査法の規定による処分）</u> 76—2 法第76条第1号に掲げる「行政不服審査法の規定による処分」には、たとえば事実行為についての審査請求に対する裁決（審査法第40条）または不作為についての不服申立てに対する決定（審査法第50条第1項）もしくは裁決（審査法第51条）がこれにあたることに留意する。</p> <p><u>（その他不服申立てについてした処分）</u> 76—3 法第76条第1号に掲げる「その他前条の規定による不服申立て…についてした処分」</p>

改 正 後	改 正 前
<p>処分)には、例えば、災害による不服申立期限の延長申請に対する期日の指定(法第11条)又は被相続人の不服申立てに関する書類を受領することについての代表者の指定(法第13条第2項)がこれに<u>当たる</u>ことに留意する。</p> <p>第77条((不服申立期間)関係) <u>(正当な理由)</u></p> <p><u>77—1 法第77条第1項ただし書の「正当な理由があるとき」には、例えば、次の場合がこれに当たることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>誤って法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたとき。</u></p> <p>(2) <u>不服申立人の責めに帰すべからざる事由により、不服申立期間内に不服申立てをすることが不可能と認められるような客観的な事情がある場合(具体的には、地震、台風、洪水、噴火などの天災に起因する場合や、火災、交通の途絶等の人為的障害に起因する場合等)</u></p> <p><u>(第1項と第3項との適用関係)</u></p> <p><u>77—2 処分の相手方の不服申立期間については、法第77条第1項の規定が適用され、同条第3項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 滞納処分に係る通知を受けていない者が不服申立てをする場合の不服申立期間については、法第77条第3項の規定が適用される。</u></p> <p><u>(災害等による期限の延長との関係)</u></p> <p><u>77—3 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長が法第11条((災害等による期限の延長))の規定により期限の延長をした場合における当該規定により延長された不服申立期間は、法第77条第1項の規定にかかわらず、これらの者が指定した期日までとなることに留意する。</u></p> <p><u>(処分があった日)</u></p> <p><u>77—4 法第77条第3項の「処分があった日」とは、処分に係る書類の送達があった日(公示送達をしたときは、書類の送達があったものとみなされる日)をいうことに留意する。</u></p> <p><u>なお、不動産等の差押えについて、滞納者に対する差押書の送達前に差押えの登記又は登録がされた場合など、処分に係る書類の送達があった日とその処分の効力が生じた日が異なる場合は、上記にかかわらず、その処分の効力が生じた日が「処分があった日」となる。</u></p> <p><u>(注) 国税に関する法律に基づく処分に係る通知書その他の書類は、公示送達による場合を除き、郵便又は信書便による送達又は交付送達によりその送達を受けるべき者の住所又は居所に送達するが、送達の効力は、受取人が了知し得る状態に置かれた時、すなわち郵便又は信書便による送達の場合にあっては送達すべき場所に郵便物又は信書便物が到達した時に、交付送達の場合にあっては当該書類が受取人(使用人、同居者その他の受領補助者又は受領代理人を含む。)に交付され又は送達すべき場所に差し置かれた時に、それぞれ生じ、その後当該書類が返還されても送達の効力に影響を及ぼさない。</u></p>	<p>には、たとえば災害による異議申立期限の延長申請に対する期日の指定(法第11条)または被相続人の異議申立てに関する書類を受領することについての代表者の指定(法第13条第2項)がこれに<u>あたる</u>ことに留意する。</p> <p>第77条((不服申立期間)関係) (新 設)</p> <p><u>(第1項と第4項との適用関係)</u></p> <p><u>77—1 処分の相手方が異議申立てをする場合の異議申立期間については、法第77条第1項の規定が適用され、同条第4項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(災害等による期限の延長との関係)</u></p> <p><u>77—2 国税庁長官、国税局長、税務署長または税関長が法第11条((災害等による期限の延長))の規定により期限の延長をした場合における異議申立期間は、法第77条第3項の規定にかかわらず、これらの者が指定した期日となることに留意する。</u></p> <p><u>(処分があつた日)</u></p> <p><u>77—3 法第77条第4項の「処分があつた日」とは、処分に係る書類の送達があつた日(公示送達をしたときは、書類の送達があつたものとみなされる日)をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 国税に関する法律に基づく処分に係る通知書その他の書類は、公示送達による場合を除き、郵便又は信書便による送達又は交付送達によりその送達を受けるべき者の住所又は居所に送達するが、送達の効力は、受取人が了知し得る状態に置かれた時、すなわち郵便又は信書便による送達の場合にあっては送達すべき場所に郵便物又は信書便物が到達した時に、交付送達の場合にあっては当該書類が受取人(使用人、同居者その他の受領補助者又は受領代理人を含む。)に交付され又は送達すべき場所に差し置かれた時に、それぞれ生じ、その後当該書類が返還されても送達の効力に影響を及ぼさない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(期間の計算)</p> <p><u>77—5</u> 法第77条第1項の「3月」及び同条第3項の「1年」の計算については、法第10条(期間の計算及び期限の特例)の規定によること、及びこれらの期間内に再調査の請求書又は審査請求書が提出されたかどうかの判定に当たっては、<u>法第77条第4項の規定により法第22条</u>(郵送等に係る納税申告書等の提出時期)の規定が準用されることに留意する。</p> <p>(注) 官庁における年始の休暇(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める1月2日及び同月3日をいう。)は、法第10条第2項(期限の特例)の「一般の休日」に当たる(昭和43.1.30最高裁判決、昭和33.6.2最高裁判決)。</p> <p>(滞納処分に係る不服申立ての期限等の特例)</p> <p><u>77—6</u> 滞納処分に係る不服申立ての期限及び提出時期については、徴収法第171条第1項及び第3項(滞納処分に係る不服申立て等の期限の特例)の定めがあることに留意する。</p> <p>(削除)</p> <p>第77条の2(標準審理期間)関係 (標準審理期間)</p> <p><u>77の2—1</u> 法第77条の2の「通常要すべき標準的な期間」とは、再調査審理庁又は国税庁長官が、その通常の審理体制において適法な不服申立てについての決定又は裁決をするために要する審理期間の目安として定める期間をいう。</p> <p>第80条(行政不服審査法との関係)関係 (その他国税に関する法律による別段の定め)</p> <p><u>80—1</u> 法第80条第1項の「別段の定め」には、<u>例えば、次に掲げる定めがこれに当たること</u>に留意する。</p> <p>(1) 法第3条(人格のない社団等に対するこの法律の適用)、法第10条(期間の計算及び期限の特例)、法第11条(災害等による期限の延長)、法第12条(書類の送達)、法第13条(相続人に対する書類の送達の特例)、法第14条(公示送達)及び法第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)の規定</p> <p>(2) 徴収法第8章(不服審査及び訴訟の特例)のうち不服申立てに関する規定</p> <p>(3) 相続税法附則第3項ただし書(不服申立先等の特例)の規定</p> <p>(税務官庁の事実上の行為又は不作為についての不服申立て)</p> <p><u>80—2</u> 税務官庁の事実上の行為又は不作為についての不服申立てについては、<u>専ら審査法の定めるところによること</u>に留意する。</p>	<p>(期間の計算)</p> <p><u>77—4</u> 法第77条第1項の「2月」、第2項の「1月」、第3項の「7日」及び第4項の「1年」の計算については、法第10条(期間の計算及び期限の特例)の規定によること、及びこれらの期間内に異議申立書が提出されたかどうかの判定に当たっては、<u>法第77条第5項の規定により法第22条</u>(郵送等に係る納税申告書の提出時期)の規定が準用されることに留意する。</p> <p>(注) 官庁における年始の休暇(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める1月2日及び同月3日をいう。)は、法第10条第2項(期限の特例)の「一般の休日」に当たる(昭和43.1.30最高裁判決、昭和33.6.2最高裁判決)。</p> <p>(滞納処分に係る異議申立期間の特例)</p> <p><u>77—5</u> 滞納処分に係る異議申立期間については、徴収法第171条(滞納処分に係る不服申立て等の期限の特例)の定めがあることに留意する。</p> <p>(教示)</p> <p><u>77—6</u> 法第77条第6項の「教示」には、<u>審査法第57条第1項(審査庁等の教示)の規定による処分の際の教示、同条第2項の規定による利害関係人に対する教示および法第84条第6項(審査庁等の教示)の規定による異議申立てについての決定の際の教示がこれにあたること</u>に留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>第80条(行政不服審査法との関係)関係 (その他国税に関する法律による別段の定め)</p> <p><u>80—1</u> 法第80条第1項の「別段の定め」には、<u>たとえば次に掲げる定めがこれにあたること</u>に留意する。</p> <p>(1) 法第3条(人格のない社団等に対するこの法律の適用)、法第10条(期間の計算及び期限の特例)、法第11条(災害等による期限の延長)、法第12条(書類の送達)、法第13条(相続人に対する書類の送達の特例)、法第14条(公示送達)および法第124条(書類提出者の氏名及び住所の記載等)の規定</p> <p>(2) 徴収法第8章(不服審査及び訴訟の特例)のうち異議申立てに関する規定</p> <p>(3) 相続税法附則第3項ただし書(不服申立先等の特例)の規定</p> <p>(税務官庁の事実行為または不作為についての不服申立て)</p> <p><u>80—2</u> 税務官庁の事実行為または不作為についての不服申立てについては、<u>もつぱら審査法の定めるところによること</u>に留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第2章 再調査の請求</p> <p>第81条(再調査の請求書の記載事項等)関係 (処分の表示)</p> <p>81—1 法第81条第1項第1号に掲げる「<u>再調査の請求に係る処分の内容</u>」については、<u>再調査の請求の対象となる処分を特定するため、処分の日付、処分の名称等のほか、再調査の請求人が処分の相手方以外の者である場合には処分の相手方の氏名又は名称を記載させるものとする。</u></p> <p>(注) 法第85条第1項((納税地異動の場合における再調査の請求先等))の規定による<u>再調査の請求</u>については、同条第2項の規定により<u>再調査の請求書</u>にその処分に係る<u>税務署長又は国税局長の名称の付記</u>を要する。</p> <p>(再調査の請求の趣旨)</p> <p>81—2 法第81条第1項第3号に掲げる「<u>再調査の請求の趣旨</u>」には、<u>処分の取消し又は変更を求める範囲をできるだけ明らかに記載するよう指導するものとする。</u></p> <p>(再調査の請求の理由)</p> <p>81—3 法第81条第1項第3号に掲げる「<u>再調査の請求の……理由</u>」には、<u>再調査の請求人の再調査の請求の趣旨を肯認させる事項、例えば、再調査の請求の対象となった処分に付した理由に応じてその処分を不服とする理由を具体的に記載するよう指導するものとする。</u></p> <p>(再調査の請求書として取り扱う場合)</p> <p>81—4 提出された書面の表示が「<u>嘆願書</u>」又は「<u>異議申立書</u>」等とされている場合においても、当該書面の趣旨、内容からみて実質的には<u>再調査の請求書</u>と認められるものについては、<u>再調査の請求書</u>として収受することに取り扱う。</p> <p>(注) この取扱いにより<u>再調査の請求書</u>として収受したものが<u>再調査の請求期間</u>を経過しているものについては、<u>却下の決定を行うこととなる。</u></p> <p>(相当の期間)</p> <p>81—5 法第81条第3項の「<u>相当の期間</u>」とは、<u>不備を補正するのに通常要する期間をいい、その期間は、不備の程度などの事情に応じて定められるべきものであることに留意する。</u></p> <p>(補正要求を行う場合)</p> <p>81—6 法第81条第3項の規定による補正要求は、<u>再調査の請求が不適法なもので補正可能と認められる場合、例えば、再調査の請求書に必要な記載事項を欠いている場合(軽微な不備で再調査の請求の調査を行う上で支障のない場合を除く。)</u>又は<u>代理人を選任するとき若しくは総代を互選するときにおいて代理人若しくは総代の権限を証する書面の添付がない場合に行うものとする。</u></p> <p>(注) <u>再調査の請求書に必要な記載事項を欠いたものであつても、軽微な不備で再調査の請求の調査を行う上で支障のないものについては、再調査審理庁は職権で補正することが</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 異議申立て</p> <p>第81条(異議申立書の記載事項等)関係 (処分の表示)</p> <p>81—1 法第81条第1項第1号に掲げる「<u>異議申立てに係る処分</u>」については、<u>異議申立ての対象となる処分を特定するため、処分の日付、処分の名称等のほか、異議申立人が処分の相手方以外の者である場合には処分の相手方の氏名または名称を記載させるものとする。</u></p> <p>(注) 法第85条第1項((納税地異動の場合における異議申立先等))の規定による<u>異議申立て</u>については、同条第2項の規定により<u>異議申立書</u>にその処分に係る<u>税務署長または国税局長の名称の附記</u>を要する。</p> <p>(申立ての趣旨)</p> <p>81—2 法第81条第1項第3号に掲げる「<u>異議申立ての趣旨</u>」には、<u>処分の取消しまたは変更を求める範囲をできるだけ明らかに記載するよう指導するものとする。</u></p> <p>(申立ての理由)</p> <p>81—3 法第81条第1項第3号に掲げる「<u>異議申立ての理由</u>」には、<u>異議申立人の申立ての趣旨を肯認させる事項、例えば、異議申立ての対象となった処分に付した理由に応じてその処分を不服とする理由を具体的に記載するよう指導するものとする。</u></p> <p>(異議申立書として取り扱う場合)</p> <p>81—4 提出された書面の表示が「<u>嘆願書</u>」または「<u>異議陳述書</u>」等とされている場合においても、当該書面の趣旨、内容からみて実質的には<u>異議申立書</u>と認められるものについては、<u>異議申立書</u>として収受することに取り扱う。</p> <p>(注) この取扱いにより<u>異議申立書</u>として収受したものが<u>異議申立期間</u>を経過しているものについては、<u>却下の決定を行なうこととなる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(補正要求を行なう場合)</p> <p>81—5 法第81条第2項の規定による補正要求は、<u>異議申立てが不適法なもので補正可能と認められる場合、たとえば異議申立書に必要な記載事項を欠いている場合(軽微な欠陥で異議申立ての調査を行なううえに支障のないものを除く。)</u>または<u>代理人もしくは総代の権限を証する書面の添付がない場合に行なうものとする。</u></p> <p>(注) <u>異議申立書に必要な記載事項を欠いたものであつても、軽微な欠陥で異議申立ての調査を行なううえに支障のないものについては、異議審理庁は職権で補正することができ</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>できる。</p> <p>(補正要求と再調査審理庁)</p> <p>81—7 法第81条第3項の規定による補正要求は、<u>再調査審理庁</u>がこれを行うべきものであるから、<u>例えば、法第112条第1項(誤った教示をした場合の救済)</u>の規定により<u>誤った教示</u>によって提出された<u>再調査の請求書</u>を収受した行政機関は、<u>補正要求を行う</u>ことができないことに留意する。</p> <p>(補正要求の方法)</p> <p>81—8 法第81条第3項の規定による補正要求は、具体的に補正すべき事項を示した書面によりこれを<u>行う</u>ものとする。</p> <p>(補正の方法)</p> <p>81—9 補正は、原則として既に提出されている<u>再調査の請求書</u>とは別の書面をもって行わせるものとするが、<u>再調査の請求人</u>が出頭して補正する場合には、<u>法第81条第4項(補正事項についての陳述の録取)</u>の規定による録取の方法に代えて、<u>再調査の請求書</u>そのものを補正させても差し支えない。</p> <p>(注) <u>再調査の請求書</u>そのものを補正させるときは、補正の箇所に<u>再調査の請求人</u>の押印を求める等その事績を明らかにしておくものとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(不適法であって補正することができないことが明らかなき)</p> <p>81—10 法第81条第5項の「<u>不適法であって補正することができないことが明らかなき</u>」とは、<u>例えば、再調査の請求期間を徒過し、そのことについての正当な理由が認められないことが明らかなき場合や法第75条第1項(国税に関する処分についての不服申立て)</u>の「<u>処分……に不服がある者</u>」に該当しないことが明らかなき場合をいう。</p> <p>第83条((決定))関係 (却下の決定)</p> <p>83—1 法第83条第1項の「<u>却下</u>」とは、<u>再調査の請求</u>が権利保護の要件を欠くことにより不適法なものとして<u>当該再調査の請求</u>に理由があるかどうかの判断を拒否する決定をいい、<u>却下の決定</u>は、<u>例えば、次のいずれかに当たるときに行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>再調査の請求の対象となつた処分が再調査の請求</u>をすることができないものであるとき。</p> <p>(2) <u>再調査の請求の対象となつた処分が存在しないとき</u> (当該処分が<u>初めから存在しな</u></p>	<p>る。</p> <p>(補正要求と異議審理庁)</p> <p>81—6 法第81条第2項の規定による補正要求は、<u>異議審理庁</u>がこれを行なうべきものであるから、<u>たとえば法第112条第1項(誤った教示をした場合の救済)</u>の規定により<u>誤つた教示</u>によって提出された<u>異議申立書</u>を収受した行政機関は、<u>補正要求を行なう</u>ことができないことに留意する。</p> <p>(補正要求の方法)</p> <p>81—7 法第81条第2項の規定による補正要求は、具体的に補正すべき事項を示した書面によりこれを<u>行なう</u>ものとする。</p> <p>(補正の方法)</p> <p>81—8 補正は、原則として既に提出されている<u>異議申立書</u>とは別の書面をもって行なわせるものとするが、<u>異議申立人</u>が出頭して補正する場合には、<u>法第81条第3項(補正事項についての陳述の録取)</u>の規定による録取の方法に代えて、<u>異議申立書</u>そのものを補正させてもさしつかえない。</p> <p>(注) <u>異議申立書</u>そのものを補正させるときは、補正の箇所に<u>異議申立人</u>の押印を求める等その事績を明らかにしておくものとする。</p> <p>(補正要求の効果)</p> <p>81—9 法第81条第2項の規定による補正要求に対し、<u>当該補正要求で定めた期間内に補正されたときは、適法な異議申立てとなるが、当該期間内に補正されなかつたとき(107—6ただし書の適用があるときを除く。)</u>は、<u>不適法な異議申立てとして却下の決定を行なうこととなることに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第83条((決定))関係 (却下の決定)</p> <p>83—1 法第83条第1項の「<u>却下</u>」とは、<u>異議申立て</u>が権利保護の要件を欠くことにより不適法なものとして<u>申立て</u>に理由があるかどうかの判断を拒否する決定をいい、<u>却下の決定</u>は、<u>例えば次のいずれかに当たるときに行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>異議申立ての対象となつた処分が異議申立て</u>をすることができないものであるとき。</p> <p>(2) <u>異議申立ての対象となつた処分が存在しないとき</u> (当該処分が<u>はじめから存在しな</u></p>

改正後	改正前
<p>いときのほか、<u>再調査の請求</u>についての決定までに当該処分が消滅したときを含む。）。</p> <p>(3) <u>再調査の請求の対象となった処分が再調査の請求人の権利又は法律上の利益を侵害するものでないとき。</u></p> <p>(4) <u>再調査の請求の対象となった処分について、既に国税不服審判所長（以下「審判所長」という。）の裁決又は再調査審理庁の決定がされているとき。</u></p> <p>(5) <u>再調査の請求が再調査審理庁でない行政機関にされたとき。</u></p> <p>(6) <u>再調査の請求が法定の再調査の請求期間経過後にされたとき（法第77条第1項ただし書（不服申立期間の例外）の適用があるときを除く。）。</u></p> <p>(7) <u>再調査審理庁が相当の期間を定めて補正要求を行った場合において、当該期間内に補正されなかったとき（107—6ただし書の適用があるときを除く。）。</u></p> <p>(注) (5)の場合において、当該行政機関は、不服申立期間内であれば、これを本来の<u>再調査審理庁等</u>へ提出するよう指導する。</p> <p>(棄却又は取消しの決定についての留意事項)</p> <p>83—2 法第83条第2項又は第3項の規定による棄却又は取消しの決定に<u>当たっては</u>、次のことに留意する。</p> <p>(1) 国税の課税標準等（法第2条第6号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）に係る処分に対する<u>再調査の請求</u>については、例えば、<u>課税標準に誤りがない場合であつても</u>、納付すべき税額が減少することとなるとき、又は還付金の額に相当する税額若しくは純損失等の金額（同号ハに規定する純損失等の金額をいう。以下同じ。）が増加することとなるときは、処分の全部又は一部を取り消す決定を行うこと。</p> <p>(2) 処分に対する<u>再調査の請求</u>について、<u>再調査審理庁が再調査の請求の理由として記載されていない事項について調査した事績を加味した結果、当該処分が正当であると認められるときは、当該再調査の請求を棄却する決定を行い、当該処分が違法又は不当であると認められるときは、処分の全部又は一部を取り消す決定を行うこと。</u></p> <p>(変更)</p> <p>83—3 法第83条第3項の「変更」には、国税に関する法律に基づく処分のうち、例えば、次に掲げる処分についての異動がこれに該当することに留意する。</p> <p>(1) 耐用年数の短縮に関する処分（所得税法施行令第130条第3項及び第4項並びに法人税法施行令第57条第3項及び第4項）</p> <p>(2) 特定船舶に係る特別修繕準備金に関する処分（措置法令第13条第6項及び第7項、同令第33条の6第10項及び第11項並びに同令第39条の85第10項及び第11項）</p> <p>(3) 相続税額及び贈与税額の延納条件に関する処分（相続税法第39条第2項、第29項及び第32項）</p> <p>(4) 納税の猶予に関する処分（法第46条及び第49条）</p> <p>(法の特則)</p> <p>83—4 国税に関する法律に基づく処分に係る<u>再調査の請求</u>に対する決定については、法第83</p>	<p>いときのほか、<u>異議申立て</u>についての決定までに当該処分が消滅したときを含む。）。</p> <p>(3) <u>異議申立ての対象となった処分が異議申立人の権利又は法律上の利益を侵害するものでないとき。</u></p> <p>(4) <u>異議申立ての対象となった処分について、既に国税不服審判所長（以下「審判所長」という。）の裁決又は異議審理庁の決定がされているとき。</u></p> <p>(5) <u>異議申立てが異議審理庁でない行政機関にされたとき。</u></p> <p>(6) <u>異議申立てが法定の異議申立期間経過後にされたとき。</u></p> <p>(7) <u>異議審理庁が相当の期間を定めて補正要求を行った場合において、当該期間内に補正されなかったとき（107—6ただし書の適用があるときを除く。）。</u></p> <p>(注) (5)の場合において、当該行政機関は、不服申立期間内であれば、これを本来の<u>異議審理庁等</u>へ提出するよう指導する。</p> <p>(棄却又は取消しの決定についての留意事項)</p> <p>83—2 法第83条第2項又は第3項の規定による棄却又は取消しの決定に<u>当たっては</u>、次のことに留意する。</p> <p>(1) 国税の課税標準等（法第2条第6号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）に係る処分に対する<u>異議申立て</u>については、例えば課税標準に誤りがない場合であつても、納付すべき税額が減少することとなるとき、又は還付金の額に相当する税額若しくは純損失等の金額（同号ハに掲げる事項をいう。以下同じ。）が増加することとなるときは、処分の全部又は一部を取り消す決定を行うこと。</p> <p>(2) 処分に対する<u>異議申立て</u>について、<u>異議審理庁が異議申立ての理由として記載されていない事項について調査した事績を加味した結果、当該処分が正当であると認められるときは、申立てを棄却する決定を行い、当該処分が違法又は不当であると認められるときは、処分の全部又は一部を取り消す決定を行うこと。</u></p> <p>(変更)</p> <p>83—3 法第83条第3項の「変更」には、国税に関する法律に基づく処分のうち、例えば、次に掲げる処分についての異動がこれに該当することに留意する。</p> <p>(1) 耐用年数の短縮に関する処分（所得税法施行令第130条第3項及び第4項並びに法人税法施行令第57条第3項及び第4項）</p> <p>(2) 特別修繕準備金に関する処分（措置法令第12条の2第6項及び第7項並びに第33条の7第10項及び第11項）</p> <p>(3) 相続税額及び贈与税額の延納条件に関する処分（相続税法第39条第2項、第29項及び第32項）</p> <p>(4) 納税の猶予に関する処分（法第46条及び第49条）</p> <p>(法の特則)</p> <p>83—4 国税に関する法律に基づく処分に係る<u>異議申立て</u>に対する決定については、法第83条</p>

改正後	改正前
<p>条のほか、法第86条第2項(再調査の請求事件の決定機関の特例)及び法第104条第3項(併合審理等)の定めがあることに留意する。</p> <p>(徴収法の特則)</p> <p>83—5 徴収法第171条第1項第3号(公売等に関する不服申立ての期限の特例)に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する再調査の請求がされた場合における当該再調査の請求に対する決定については、同法第173条(不動産の売却決定等の取消の制限)の定めがあることに留意する。</p> <p>第84条(決定の手続等)関係 (調査の範囲)</p> <p>84—1 再調査の請求の調査は、再調査の請求人の再調査の請求に拘束されるものではないから、当該再調査の請求の対象となつた処分の全部について再調査の請求人の主張しない事項をも含めて行ふものとする。</p> <p>(課税標準等又は税額等の調査及び決定)</p> <p>84—2 国税の課税標準等又は税額等に係る処分についての再調査の請求に係る調査及び決定は、次の範囲内において行ふものとする。</p> <p>(1) 当該処分が決定である事案については、当該決定に係る額の範囲</p> <p>(2) 当該処分が増額(還付金に相当する税額又は純損失等の金額にあつては減額)の更正(更正の請求にあつては当該請求の全部又は一部を認容しない処分。以下(2)において同じ。)又は再更正(更正の請求にあつては当該請求の全部又は一部を認容しない処分を行つた後の増額の更正。以下(2)において同じ。)である事案については、当該更正又は再更正後の額と申告額(更正の請求にあつては当該請求の額)との差額の範囲。ただし、当該処分が増額の再更正である事案に係る当初更正又は決定について既に不服申立ての決定又は裁決がされているとき(却下の決定又は裁決がされているときを除く。)は、当該再更正後の額と不服申立ての決定又は裁決後の額との差額の範囲</p> <p>(3) 当該処分が賦課決定(加算税及び過怠税の賦課決定を除く。以下(3)において同じ。)である事案については、当該賦課決定に係る額(増額の賦課決定にあつては当該増額の賦課決定後の額)の範囲。ただし、当該処分が増額の賦課決定である事案に係る当初賦課決定について既に不服申立ての決定又は裁決がされているとき(却下の決定又は裁決がされているときを除く。)は、当該増額の賦課決定後の額と不服申立ての決定又は裁決後の額との差額の範囲</p> <p>(再調査の請求の調査と質問検査権等)</p> <p>84—3 再調査の請求の調査は、法、徴収法及び措置法等の国税に関する法律の規定による当該職員の質問検査権等に基づいて行ふものであることに留意する。</p> <p>(申立人の所在その他の事情)</p> <p>84—4 法第84条第1項ただし書の「申立人の所在その他の事情」とは、例えば、同項に規定</p>	<p>のほか、法第86条第2項(異議申立事件の決定機関の特例)および法第104条第3項(併合審理等)の定めがあることに留意する。</p> <p>(徴収法の特則)</p> <p>83—5 徴収法第171条第1項第3号(公売等に関する不服申立ての期限の特例)に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議申立てがされた場合における当該異議申立てに対する決定については、同法第173条(不動産の売却決定等の取消の制限)の定めがあることに留意する。</p> <p>第84条(決定の手続等)関係 (調査の範囲)</p> <p>84—1 異議申立ての調査は、異議申立人の申立てに拘束されるものではないから、申立ての対象となつた処分の全部について異議申立人の主張しない事項をも含めて行なうものとする。</p> <p>(課税標準等または税額等の調査)</p> <p>84—2 国税の課税標準等または税額等に係る処分についての異議申立ての調査は、次の範囲内において行なうものとする。</p> <p>(1) 当該処分が決定である事案については、当該決定に係る額の範囲</p> <p>(2) 当該処分が増額(還付金に相当する税額または純損失等の金額にあつては減額)の更正(更正の請求にあつては当該請求の全部または一部を認容しない処分。(2)において同じ。)または再更正(更正の請求にあつては当該請求の全部または一部を認容しない処分を行つた後の増額の更正。(2)において同じ。)である事案については、当該更正または再更正後の額と申告額(更正の請求にあつては当該請求の額)との差額の範囲。ただし、当該処分が増額の再更正である事案に係る当初更正または決定について既に不服申立ての決定または裁決がされているとき(却下の決定または裁決がされているときを除く。)は、当該再更正後の額と不服申立ての決定または裁決後の額との差額の範囲</p> <p>(3) 当該処分が賦課決定(加算税および過怠税の賦課決定を除く。(3)において同じ。)である事案については、当該賦課決定に係る額(増額の賦課決定にあつては当該増額の賦課決定後の額)の範囲。ただし、当該処分が増額の賦課決定である事案に係る当初賦課決定について既に不服申立ての決定または裁決がされているとき(却下の決定または裁決がされているときを除く。)は、当該増額の賦課決定後の額と不服申立ての決定または裁決後の額との差額の範囲</p> <p>(異議申立ての調査と質問検査権等)</p> <p>84—3 異議申立ての調査は、法、徴収法及び措置法等の国税に関する法律の規定による当該職員の質問検査権等に基づいて行ふものであることに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>する申立人（以下第84条関係において「申立人」という。）が矯正施設に収容されていて相当の期間出所の見込みがないなど、申立人が再調査審理庁の指定した期日及び場所に出頭して口頭で意見を述べるのが困難であると認められる事情をいう。</p> <p>（意見陳述の申立て）</p> <p>84—5 法第84条第1項の規定による申立てがあつた場合には、同項ただし書の規定に該当する場合を除き、再調査審理庁は必ず申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないから、その機会を与えない又は申立人にとり意見陳述が不可能に等しい機会を与えたことにより、その陳述が行われないままされた再調査決定は違法となることに留意する。</p> <p>（注）1 申立人に対し日時及び場所を指定して意見を述べる機会を与えたにもかかわらず、その機会に意見を述べないときは、再調査審理庁は意見陳述を待つまでもなく再調査決定をしても差し支えない。</p> <p>2 再調査審理庁が指定した期日に申立人が出頭した場合には、申立人以外の再調査の請求人又は参加人が出頭しなかったとしても、当該申立人に改めて口頭意見陳述の機会を与える必要はないことに留意する。</p> <p>（84—10へ移動）</p> <p>（補佐人）</p> <p>84—6 法第84条第3項の「補佐人」とは、申立人に付き添って口頭意見陳述の期日に出頭し、その陳述を補佐する者をいうことに留意する。</p> <p>（補佐人帯同申請に対する決定義務）</p> <p>84—7 法第84条第3項の規定により申立人から口頭意見陳述の際、補佐人を帯同したい旨の申請があつたときは、再調査審理庁は速やかにその許否を決定するものとする。</p>	<p>（意見陳述の申立て）</p> <p>84—4 法第84条第1項の規定による申立てがあつた場合には、異議審理庁は必ず申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないから、その申立てがあつた場合に機会を与えないかまたは申立人にとり意見陳述が不可能にひとしい機会を与えたことにより、その陳述が行われないままされた異議決定は違法となることに留意する。</p> <p>（注） 申立人に対し日時および場所を指定して意見を述べる機会を与えたにもかかわらず、その機会に意見を述べないときは、異議審理庁は意見陳述を待つまでもなく異議決定をしてもさしつかえない。</p> <p>（意見陳述の制限）</p> <p>84—5 異議審理庁は、異議申立人または参加人の行なう意見陳述が、既にされた陳述の繰返しにすぎないとき、または当該異議申立てと関係のない事項にわたるときその他その発言が意見陳述の趣旨、目的にそわないと認められるときは、これを制限することができる。</p> <p>（注） 代理人によつてされた意見陳述の効果は、異議申立人本人に帰属するものであるから、異議申立人本人から改めて意見陳述の申立てがあつたときは、代理人によつてされた意見陳述と重複しない限度でこれを行なわせることができる。</p> <p>（補佐人）</p> <p>84—6 法第84条第1項の「補佐人」とは、異議申立人または参加人に付き添って意見陳述の期日に出頭し、その陳述を補佐する者をいうことに留意する。</p> <p>（補佐人帯同申請に対する決定義務）</p> <p>84—7 法第84条第1項の規定により異議申立人から意見陳述の際補佐人を帯同したい旨の申請があつたときは、異議審理庁はすみやかにその許否を決定するものとする。</p> <p>（注） 当該決定をしないまま相当の期間を経過したときは、不作為についての不服申立ての対象となり得ることに留意する。</p> <p>なお、次に掲げる申立て等があつたときも同様である。</p> <p>（1） 異議申立事案の移送の申立て（法第86条第1項）</p> <p>（2） 異議申立ての対象となつた処分に係る国税の徴収の猶予または滞納処分の続行停止の申立て（法第105条第2項）</p> <p>（3） 担保の提供に伴い異議申立ての対象となつた処分に係る国税につき差押えをしないことまたは差押えを解除することの求め（法第105条第3項）</p> <p>（4） 異議申立人の地位の承継の申請（法第106条第4項）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(補佐人帯同の許可の基準)</p> <p>84—8 法第84条第3項の規定による補佐人の帯同は、<u>申立人が十分に意見陳述を行うことができるよう専門的知識をもってその意見陳述を補佐させる趣旨の制度であるから、再調査審理庁は、この趣旨に従って許可を決定するものとする。</u></p> <p>(注) 許可を与えた場合にも、必要に応じてその許可を取り消すことができる。</p> <p>(税務代理行為との関係)</p> <p>84—9 補佐人が税理士法に規定する税理士業務の制限規定に該当する行為をするおそれがある場合その他税理士法違反のおそれがある場合には、<u>許可を与えず又は既に与えた許可を取り消すことに取り扱う。</u></p> <p>(意見陳述の制限)</p> <p>84—10 法第84条第5項の「その他相当でない場合」とは、例えば、申立人の行う意見陳述が既にされた陳述の繰返しにすぎない場合その他その発言が口頭意見陳述の趣旨、目的に沿わないと認められる場合がこれに当たすることに留意する。</p> <p>(注) 代理人によってされた意見陳述の効果は、<u>申立人本人に帰属するものであるから、申立人本人から改めて口頭意見陳述の申立てがあつたときは、代理人によってされた意見陳述と重複しない限度でこれを行わせることができる。</u></p> <p>(相当の期間)</p> <p>84—11 法第84条第6項の「相当の期間」とは、<u>証拠書類又は証拠物を提出するのに通常要する期間をいい、その期間は、証拠書類又は証拠物の量や、入手の難易などの事情に応じて定められるべきものであることに留意する。</u></p> <p>(再調査決定書に記載すべき理由)</p> <p>84—12 法第84条第7項の規定により再調査決定書に決定の理由を記載する趣旨は、再調査審理庁の判断の慎重、公正を保障するとともに、<u>再調査の請求人の今後の争訟の便宜を図ることにあるから、再調査決定書の理由については、この趣旨に従って判断の根拠を具体的に記載するものとするが、その記載に当たっては次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>再調査の請求人の主張に理由がないときは、当該主張に対応して維持する処分を正当とする理由を記載すること。</u></p> <p>(2) <u>再調査の請求人の主張には理由があるが他の理由により処分を維持する場合には、維持する処分を正当とする理由を記載すること。</u></p> <p>(3) <u>再調査の請求人が争っていない事項がある場合においても、その事項に対応して処分を正当とする理由を記載すること。</u></p> <p>(4) (1)及び(3)の場合において、既に原処分の理由が書面により再調査の請求人に通知されており、かつ、その理由の記載が十分であるときは、それと同一の理由で原処分を維持する部分については、当該理由を引用しても<u>差し支えないこと。</u></p>	<p>(5) <u>異議申立てへの参加の申請 (法第109条第1項)</u></p> <p>(補佐人帯同の許可の基準)</p> <p>84—8 法第84条第1項の規定による補佐人の帯同は、<u>異議申立人または参加人が十分に意見陳述を行なうことができるよう専門的知識をもつてその意見陳述を補佐させる趣旨の制度であるから、異議審理庁は、この趣旨に従って許可を決定するものとする。</u></p> <p>(注) 許可を与えた場合にも、必要に応じてその許可を取り消すことができる。</p> <p>(税務代理行為との関係)</p> <p>84—9 補佐人が税理士法に規定する税理士業務の制限規定に該当する行為をするおそれがある場合その他税理士法違反のおそれがある場合には、<u>許可を与えずまたは既に与えた許可を取り消すことに取り扱う。</u></p> <p>(意見陳述の制限)</p> <p>84—5 <u>異議審理庁は、異議申立人または参加人の行なう意見陳述が、既にされた陳述の繰返しにすぎないとき、または当該異議申立てと関係のない事項にわたるときその他その発言が意見陳述の趣旨、目的にそわないと認められるときは、これを制限することができる。</u></p> <p>(注) 代理人によつてされた意見陳述の効果は、<u>異議申立人本人に帰属するものであるから、異議申立人本人から改めて意見陳述の申立てがあつたときは、代理人によつてされた意見陳述と重複しない限度でこれを行なわせることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(異議決定書に附記すべき理由)</p> <p>84—17 法第84条第4項の規定により異議決定書に決定の理由を附記する趣旨は、<u>異議審理庁の判断の慎重、公正を保障するとともに、異議申立人の今後の争訟の便宜を図ることにあるから、異議決定書に附記すべき理由については、この趣旨に従って判断の根拠を具体的に記載するものとするが、その記載に当たっては次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>異議申立人の主張に理由がないときは、当該主張に対応して維持する処分を正当とする理由を記載すること。</u></p> <p>(2) <u>異議申立人の主張には理由があるが他の理由により処分を維持する場合には、維持する処分を正当とする理由を記載すること。</u></p> <p>(3) <u>異議申立人が争っていない事項がある場合においても、その事項に対応して処分を正当とする理由を記載すること。</u></p> <p>(4) (1)および(3)の場合において、既に原処分の理由が書面により異議申立人に通知されており、かつ、その理由の記載が十分であるときは、それと同一の理由で原処分を維持する部分については、当該理由を引用しても<u>さしつかえないこと。</u></p>

改正後	改正前
<p>(記名押印) 84—13 法第84条第7項の「記名押印」とは、<u>官職及び氏名を表示し、官印を押なつ(印影の印刷を含む。)</u>することをいうことに留意する。</p> <p>(決定の際の教示) 84—14 法第84条第9項の規定による教示は、<u>再調査の請求についての却下、棄却、変更及び一部取消しの決定の全てについてこれを行うものとする。</u></p> <p>(再調査決定書の謄本) 84—15 法第84条第10項の「再調査決定書の謄本」には、書面の末尾に「本書は<u>再調査決定書の謄本である</u>」旨を表示して<u>再調査審理庁</u>が記名押印するものとする。</p> <p>(再調査決定書謄本の送達方法) 84—16 法第84条第10項の規定により再調査審理庁が再調査決定書の謄本を送達する場合における送達の方法については、法第12条((書類の送達)及び第14条((公示送達))の定めがあることに留意する。 (注) <u>再調査決定書の謄本を郵便又は信書便によって送達するときは、配達証明郵便又は信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして別途定めるものあるいは書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものによって行うものとする。</u></p> <p>(公示送達についての留意事項) 84—17 <u>再調査決定書の謄本の公示送達に当たっては、次のことに留意する。</u> (1) <u>再調査の請求が代理人又は総代によってされている場合における再調査決定書の謄本の公示送達は、当該再調査の請求が代理人によってされているときは再調査の請求人本人及び当該代理人の双方について、総代によってされているときは全ての総代について、それぞれ法第14条第1項に規定する事情があるときに限られること。</u> (2) 法第14条第1項の「送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について賦課関係書類の調査、実地調査、住民票の調査等を行ってもなお住所、居所その他送達すべき場所がいずれも不明な場合をいい、単に郵便局又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所から<u>宛先人不明で返戻されたことのみを理由として公示送達を行うことはできないこと。</u></p>	<p>(記名押印) 84—18 法第84条第4項の「記名押印」とは、<u>ゴム印、印刷、タイプ等その方法のいかんを問わず、官職および氏名を表示し、官印を押なつ(印影の印刷を含む。)</u>することをいうことに留意する。</p> <p>(決定の際の教示) 84—19 法第84条第6項の規定による教示は、<u>異議申立て(異議申立てのみをすることができる処分に係るものを除く。)</u>についての却下、棄却、変更および一部取消しの決定のすべてについてこれを行なうものとする。 (注) 「<u>異議申立てのみをすることができる処分</u>」には、<u>国税庁長官がした処分がこれにあたる。</u></p> <p>(異議決定書の謄本) 84—14 法第84条第3項の「異議決定書の謄本」は、<u>謄写されたものであると筆写されたものであると問わないが、当該書面の末尾には「本書は異議決定書の謄本である」旨を表示して異議審理庁が記名押印するものとする。</u></p> <p>(異議決定書謄本の送達方法) 84—10 法第84条第3項の規定により異議決定書の謄本を送達する場合における送達の方法については、法第12条((書類の送達)及び第14条((公示送達))の定めがあることに留意する。 (注) <u>異議決定書の謄本を郵便又は信書便によって送達するときは、配達証明郵便又は信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして別途定めるものあるいは書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものによって行うものとする。</u></p> <p>(公示送達についての留意事項) 84—11 <u>異議決定書の謄本の公示送達に当たっては、次のことに留意する。</u> (1) <u>異議申立てが代理人または総代によつてされている場合における異議決定書の謄本の公示送達は、当該異議申立てが代理人によつてされているときは異議申立人本人および当該代理人の双方について、総代によつてされているときはすべての総代について、それぞれ法第14条第1項に規定する事情があるときに限られること。</u> (2) 法第14条第1項の「送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について賦課関係書類の調査、実地調査、住民票の調査等を行なつてもなお住所、居所その他送達すべき場所がいずれも不明な場合をいい、単に郵便局又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所から<u>あて先人不明で返れいされたことのみを理由として公示送達を行なうことはできないこと。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(再調査の請求人に対する送達) 84—18 法第84条第10項の規定による再調査の請求人に対する再調査決定書の謄本の送達は、当該再調査の請求が代理人によってされているときにおいても、本人に対してこれを行うものとする。ただし、再調査の請求人から再調査決定書の謄本の送達先を代理人とする旨の書面の提出があった場合には、原則として当該代理人に対して送達するものとする。 (注) 当該再調査の請求が総代によってされているときは、当該総代の1人に対して送達を行えば足りる。</p> <p>(再調査決定の効力の発生時期) 84—19 法第84条第10項括弧書の規定により再調査決定書の謄本を再調査の請求人及び処分相手方の双方に送達した場合において、送達の時点に前後があるときは、後の時点において再調査決定の効力が生ずることに留意する。したがって、その国税の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分による換価は、法第105条第1項ただし書(滞納処分による換価の制限)に規定する除外事由に該当する場合を除き、後の時点まではすることができないこととなる。</p> <p>(84—15へ移動)</p> <p>(参加人への送付) 84—20 法第84条第11項の規定による参加人に対する再調査決定書の謄本の送付は、再調査決定の効力の発生に関係がないことに留意する。 (注) 参加人の所在が知れないときであっても、当該謄本の送付については、公示送達による必要はない。</p> <p>(裁判所への送付) 84—21 国税に関する法律に基づく処分についての訴訟が係属している場合における当該処分に係る再調査決定書の謄本の送付については、法第115条第2項(決定書等の謄本の係属裁判所への送付)の定めがあることに留意する。</p> <p>(84—12へ移動)</p>	<p>(異議申立人に対する送達) 84—12 法第84条第3項の規定による異議申立人に対する異議決定書の謄本の送達は、当該異議申立てが代理人によつてされているときにおいても、なるべく本人に対してこれを行なうものとする。</p> <p>(注) 当該異議申立てが総代によつてされているときは、当該総代の1人に対して送達を行なえば足りる。</p> <p>(異議決定の効力の発生時期) 84—13 法第84条第3項かつこ書の規定により異議決定書の謄本を異議申立人および処分の相手方の双方に送達した場合において、送達の時点に前後があるときは、後の時点において異議決定の効力が生ずることに留意する。したがって、その国税の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分による換価は、法第105条第1項ただし書(滞納処分による換価の制限)に規定する除外事由に該当する場合を除き、後の時点まではすることができないこととなる。</p> <p>(異議決定書の謄本) 84—14 法第84条第3項の「異議決定書の謄本」は、謄写されたものであると筆写されたものであると問わないが、当該書面の末尾には「本書は異議決定書の謄本である」旨を表示して異議審理庁が記名押印するものとする。</p> <p>(参加人への送付) 84—15 法第109条第3項(決定書等の謄本の参加人への送付)の規定による参加人に対する異議決定書の謄本の送付は、異議決定の効力の発生に関係がないことに留意する。 (注) 参加人の所在が知れないときであっても、当該謄本の送付については、公示送達による必要はない。</p> <p>(裁判所への送付) 84—16 国税に関する法律に基づく処分についての訴訟が係属している場合における当該処分に係る異議決定書の謄本の送付については、法第115条第2項(決定書等の謄本の係属裁判所への送付)の定めがあることに留意する。</p> <p>(異議決定書に附記すべき理由) 84—17 法第84条第4項の規定により異議決定書に決定の理由を附記する趣旨は、異議審理庁の判断の慎重、公正を保障するとともに、異議申立人の今後の争訟の便宜を図ることにあるから、異議決定書に附記すべき理由については、この趣旨に従つて判断の根拠を具体的に記載するものとするが、その記載に当たつては次のことに留意する。 (1) 異議申立人の主張に理由がないときは、当該主張に対応して維持する処分を正当とする理由を記載すること。 (2) 異議申立人の主張には理由があるが他の理由により処分を維持する場合には、維持</p>

改正後	改正前
<p>(84—13へ移動)</p> <p>(84—14へ移動)</p> <p>(納税地指定処分の取消決定の効力) 84—22 納税地指定の処分に係る再調査の請求についての取消決定の効力については、所得税法第19条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))、法人税法第19条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))及び消費税法第24条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))の定めがあることに留意する。</p> <p>第85条((納税地異動の場合における再調査の請求先等))関係 (徴収に関する処分) 85—1 法第85条第1項括弧書の「国税の徴収に関する処分」には、督促、納税の猶予、担保の徴取等のほか、保証人に対する納付通知(法第52条第2項)及び第二次納税義務者に対する納付通知(徴収法第32条第1項)も含まれることに留意する。</p> <p>第86条((再調査の請求事件の決定機関の特例))関係 (事案の移送) 86—1 法第86条第1項の規定による再調査の請求に係る事案の移送は、処分をした税務署長等において当該事案の調査の進捗度及び再調査の請求人の便宜を勘案して決定するものとするが、当該事案が却下すべきものであるときは、移送することなく処分をした税務署長等において処理することに取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 審査請求</p> <p>第89条((合意によるみなす審査請求))関係</p>	<p>する処分を正当とする理由を記載すること。 (3) 異議申立人が争っていない事項がある場合においても、その事項に対応して処分を正当とする理由を記載すること。 (4) (1)および(3)の場合において、既に原処分の理由が書面により異議申立人に通知されており、かつ、その理由の記載が十分であるときは、それと同一の理由で原処分を維持する部分については、当該理由を引用してもさしつかえないこと。</p> <p>(記名押印) 84—18 法第84条第4項の「記名押印」とは、ゴム印、印刷、タイプ等その方法のいかんを問わず、官職および氏名を表示し、官印を押なつ(印影の印刷を含む。)することをいうことに留意する。</p> <p>(決定の際の教示) 84—19 法第84条第6項の規定による教示は、異議申立て(異議申立てのみをすることができる処分に係るものを除く。)についての却下、棄却、変更および一部取消しの決定のすべてについてこれを行なうものとする。 (注) 「異議申立てのみをすることができる処分」には、国税庁長官がした処分がこれにあたる。</p> <p>(納税地指定処分の取消決定の効力) 84—20 納税地指定の処分に係る異議申立てについての取消決定の効力については、所得税法第19条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))、法人税法第19条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))及び消費税法第24条((納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力))の定めがあることに留意する。</p> <p>第85条((納税地異動の場合における異議申立先等))関係 (徴収に関する処分) 85—1 法第85条第1項かつこ書の「国税の徴収に関する処分」には、督促、納税の猶予、担保の徴取等のほか、保証人に対する納付通知(法第52条第2項)および第二次納税義務者に対する納付通知(徴収法第32条第1項)も含まれることに留意する。</p> <p>第86条((異議申立事件の決定機関の特例))関係 (事案の移送) 86—1 法第86条第1項の規定による異議申立てに係る事案の移送は、処分をした税務署長等において当該事案の調査の進捗度および異議申立人の便宜を勘案して決定するものとするが、当該事案が却下すべきものであるときは、移送することなく処分をした税務署長等において処理することに取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 審査請求</p> <p>第89条((合意によるみなす審査請求))関係</p>

改正後	改正前
<p>(再調査の請求を審査請求として取り扱う場合)</p> <p>89—1 法第89条第1項の「再調査の請求を審査請求として取り扱うことを適当と認め」る場合の再調査の請求には、例えば、法人税の更正又は決定と当該更正又は決定に関連してされた役員給与等に対する源泉徴収に係る所得税の納税の告知のように、基本的な事実関係又は証拠関係を一にする複数の処分についての複数の不服申立ての一が審査請求であり、他は再調査の請求である場合の当該再調査の請求がこれに当たすることに留意する。</p> <p>(再調査の請求人の同意)</p> <p>89—2 法第89条第1項の規定による再調査の請求人の同意は、書面により徴することに取り扱う。</p> <p>(削除)</p> <p>(同意を求める通知に係る書面に付記すべき処分理由)</p> <p>89—3 法第89条第2項の規定により、再調査の請求を審査請求として取り扱うことを適当と認める旨の通知に係る書面に付記すべき処分の理由については、再調査の請求人の今後の争訟の便宜をも考慮して処分の根拠を具体的に記載するものとする。</p> <p>第90条((他の審査請求に伴うみなす審査請求)関係) (送付した旨の通知に係る書面に付記すべき処分理由)</p> <p>90—1 法第90条第4項の規定により、再調査の請求書等を審判所長に送付した旨の通知に係る書面に付記すべき処分の理由については、89—3に準ずる。</p> <p>第93条((答弁書の提出等)関係) (答弁書の記載程度)</p> <p>93—1 法第93条第2項の規定により答弁書に記載すべき原処分庁の主張については、審査請求の趣旨に対応して、いかなる態様の裁決を求めるかを明らかにするとともに、審査請求の理由により特定された事項に対応して、原処分庁の主張を具体的に記載するものとする。この場合において、審査請求の理由の内容及びその程度が再調査の請求の理由と同様であり、原処分庁の主張も再調査決定書に記載した決定の理由と同様であるときは、その決定の理由を引用する方法によりその主張を記載しても差し支えない。</p> <p>第95条の2((口頭意見陳述)関係) (原処分庁に対する質問)</p> <p>95の2—1 法第95条の2第2項の規定による申立人(同条第1項の申立てをした者をいう。)の質問に対しては、原処分庁は回答に確認を要するなどの事情がある場合を除き、口頭意見陳述の場において適切に回答するものとする。</p>	<p>(異議申立てを審査請求として取り扱う場合)</p> <p>89—1 法第89条第1項の「異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認める」場合の異議申立てには、たとえば法人税の更正または決定と当該更正または決定に関連してされた認定賞与等に対する源泉徴収に係る所得税の納税の告知のように、基本的な事実関係または証拠関係を一にする複数の処分についての複数の不服申立ての一が審査請求であり、他は異議申立てである場合の当該異議申立てがこれにあたることに留意する。</p> <p>(異議申立人の同意)</p> <p>89—2 法第89条第1項の規定による異議申立人の同意は、書面により徴することに取り扱う。</p> <p>(処分理由が処分の相手方に通知されている場合)</p> <p>89—3 法第89条第2項の「処分の理由が……書面により処分の相手方に通知されている場合」には、たとえば青色申告書に係る更正で更正通知書にその更正の理由を附記したもの(所得税法第155条第2項、法人税法第130条第2項)がこれにあたることに留意する。</p> <p>(同意を求める通知に係る書面に付記すべき処分理由)</p> <p>89—4 法第89条第2項の規定により、異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認める旨の通知に係る書面に付記すべき処分の理由については、異議申立人の今後の争訟の便宜をも考慮して処分の根拠を具体的に記載するものとする。</p> <p>第90条((他の審査請求に伴うみなす審査請求)関係) (送付した旨の通知に係る書面に付記すべき処分理由)</p> <p>90—1 法第90条第4項の規定により、異議申立書等を審判所長に送付した旨の通知に係る書面に付記すべき処分の理由については、89—4に準ずる。</p> <p>第93条((答弁書の提出等)関係) (答弁書の記載程度)</p> <p>93—1 法第93条第2項の規定により答弁書に記載すべき原処分庁の主張については、審査請求の趣旨に対応して、いかなる態様の裁決を求めるかを明らかにするとともに、審査請求の理由により特定された事項に対応して、原処分庁の主張を具体的に記載するものとする。この場合において、審査請求の理由の内容及びその程度が異議申立ての理由と同様であり、原処分庁の主張も異議決定書に附記した決定の理由と同様であるときは、その決定の理由を引用する方法によりその主張を記載してもさしつかえない。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第102条((裁決の拘束力))関係 (関係行政庁)</p> <p>102—1 法第102条第1項の「関係行政庁」とは、審査請求に係る処分をした行政庁及び当該処分に関係をもつ行政庁をいい、<u>例えば、原処分があつた後に所轄税務署長を異にする納税地の異動があつた場合における異動後の納税地を所轄する税務署長のほか、登記機関の登録免許税の課税標準及び税額の認定通知に係る審査請求についての裁決にあつては当該審査請求人の住所地を所轄する税務署長、滞納処分の引継ぎを受けた税務署長の処分に係る審査請求についての裁決にあつては当該処分の引継ぎをした税務署長がこれに当たることに留意する。</u></p> <p>(裁決の拘束力)</p> <p>102—2 原処分が裁決によって取り消され、又は変更された場合においては、法第102条第1項の規定により、関係行政庁は当該裁決の理由に示された審判所長の判断を尊重しなければならないから、<u>例えば、原処分庁は更正処分の取消しの裁決があつた後に当該裁決で排斥された理由と同じ理由で再更正処分をすることはできないことに留意する。ただし、裁決で排斥された原処分の根拠以外の別個の理由があるときは、原処分庁は、当該裁決にかかわらず、当該別個の理由に基づいて再更正処分をすることができる。</u></p> <p>(注) 却下の裁決は、原処分の当否について判断したのではなく、また、棄却の裁決は、<u>原処分が違法又は不当でないことを判断したにとどまるから、いずれも関係行政庁を拘束しない。</u></p> <p>(利害関係人に対する通知)</p> <p>102—3 法第102条第4項の「処分の相手方以外の第109条第1項(参加人)に規定する利害関係人」に対する通知には、<u>例えば、質権等の目的となっている財産を差し押さえた場合における質権者等に対する通知(徴収法第55条)がこれに当たることに留意する。</u></p>	<p>第102条((裁決の拘束力))関係 (関係行政庁)</p> <p>102—1 法第102条第1項の「関係行政庁」とは、審査請求に係る処分をした行政庁および当該処分に関係をもつ行政庁をいい、<u>たとえば原処分があつた後に所轄税務署長を異にする納税地の異動があつた場合における異動後の納税地を所轄する税務署長のほか、登記機関の登録免許税の課税標準および税額の認定通知に係る審査請求についての裁決にあつては当該審査請求人の住所地を所轄する税務署長、滞納処分の引継ぎを受けた税務署長の処分に係る審査請求についての裁決にあつては当該処分の引継ぎをした税務署長がこれにあたることに留意する。</u></p> <p>(裁決の拘束力)</p> <p>102—2 原処分が裁決によつて取り消され、または変更された場合においては、法第102条第1項の規定により、関係行政庁は当該裁決の理由に示された審判所長の判断を尊重しなければならないから、<u>たとえば原処分庁は更正処分の取消しの裁決があつた後に当該裁決で排斥された理由と同じ理由で再更正処分をすることはできないことに留意する。ただし、裁決で排斥された原処分の根拠以外の別個の理由があるときは、原処分庁は、当該裁決にかかわらず、当該別個の理由に基づいて再更正処分をすることができる。</u></p> <p>(注) 却下の裁決は、原処分の当否について判断したのではなく、また、棄却の裁決は、<u>原処分が違法または不当でないことを判断したにとどまるから、いずれも関係行政庁を拘束しない。</u></p> <p>(利害関係人に対する通知)</p> <p>102—3 法第102条第4項の「処分の相手方以外の利害関係人」に対する通知には、<u>たとえば質権等の目的となつている財産を差し押さえた場合における質権者等に対する通知(徴収法第55条)がこれにあたることに留意する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p>第104条((併合審理等))関係 (併合審理ができる場合)</p> <p>104—1 法第104条第1項の規定による併合審理は、例えば、次に掲げる<u>不服申立て</u>のように、一又は複数の処分についてされた複数の<u>不服申立て</u>が、それぞれ別個に係属している場合に行うことができる。</p> <p>(1) 同一年分、同一事業年度分又は同一課税期間の更正又は決定についての<u>再調査の請求</u>と再更正についての<u>再調査の請求</u></p> <p>(2) 本税の更正又は決定についての<u>再調査の請求</u>と加算税の賦課決定についての<u>再調査の請求</u></p> <p>(3) 青色申告の承認の取消しについての<u>再調査の請求</u>と当該取消しに併せてされた更正又は決定についての<u>再調査の請求</u></p> <p>(4) 法人税の更正又は決定についての<u>再調査の請求</u>と当該更正又は決定に関連してされ</p>	<p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p>第104条((併合審理等))関係 (併合審理ができる場合)</p> <p>104—1 法第104条第1項の規定による併合審理は、例えば次に掲げる<u>異議申立て</u>のように、一又は複数の処分についてされた複数の<u>異議申立て</u>が、それぞれ別個に係属している場合に行うことができる。</p> <p>(1) 同一年分、同一事業年度分又は同一課税期間の更正又は決定についての<u>異議申立て</u>と再更正についての<u>異議申立て</u></p> <p>(2) 本税の更正又は決定についての<u>異議申立て</u>と加算税の賦課決定についての<u>異議申立て</u></p> <p>(3) 青色申告の承認の取消しについての<u>異議申立て</u>と当該取消しに併せてされた更正又は決定についての<u>異議申立て</u></p> <p>(4) 法人税の更正又は決定についての<u>異議申立て</u>と当該更正又は決定に関連してされた</p>

改正後	改正前
<p>た役員給与等に対する源泉徴収に係る所得税の納税の告知についての再調査の請求</p> <p>(5) 更正の請求の全部又は一部を認容しない処分についての再調査の請求と当該更正の請求に係る課税標準等又は税額等の更正についての再調査の請求</p> <p>(6) 一の差押処分についてされた納税者の再調査の請求と利害関係人の再調査の請求</p> <p>(7) 第二次納税義務の告知処分についての再調査の請求と第二次納税義務の督促についての再調査の請求</p> <p>(注) (1)及び(5)に掲げる複数の再調査の請求については、併合審査を行うものとし、その旨を再調査の請求人に通知するものとする。</p> <p>(併せ審理)</p> <p>104—2 同一の課税標準等又は税額等についてされた次に掲げるような複数の処分のいずれか一方について不服申立てがされている場合には、不服申立てがされていない他の処分（既に不服申立ての決定又は裁決（却下の決定又は裁決を除く。）がされているものを除く。）について、法第104条第2項又は第4項の規定による併せ審理を行うことができることに留意する。</p> <p>(1) 更正又は決定と再更正</p> <p>(2) 更正の請求の全部又は一部を認容しない処分と更正</p> <p>(3) 賦課決定（加算税及び過怠税の賦課決定を除く。以下この項において同じ。）と再度の賦課決定</p> <p>(注) 「再更正」又は「再度の賦課決定」は、いずれも増額の更正又は賦課決定をいう。</p> <p>(併合審査をした場合の決定)</p> <p>104—3 104—1により併合審査をした場合の決定は、それぞれの再調査の請求についてしなければならないが、それぞれの再調査の請求が同一人からされたものであるときは、便宜同一の再調査決定書にそれぞれの主文を併記し、決定の理由の記載は共通にしても差し支えない。</p> <p>(加算税についての不服申立て)</p> <p>104—4 加算税の賦課決定について不服申立てがされた場合において、当該加算税の計算の基礎となった本税の更正決定等について不服申立てがされていないときは、当該本税の更正決定等については法第104条第2項の規定による併せ審理はしないことに取り扱う。</p> <p>(不服申立ての決定又は裁決)</p> <p>104—5 法第104条第2項ただし書の「不服申立ての決定又は裁決」には、却下の決定又は裁決は含まれないものとする。</p> <p>第105条((不服申立てと国税の徴収との関係)関係) (換価の申出の方法)</p> <p>105—1 法第105条第1項ただし書の規定による不服申立人の別段の申出は、書面の提出によることに留意する。</p>	<p>認定賞与等に対する源泉徴収に係る所得税の納税の告知についての異議申立て</p> <p>(5) 更正の請求の全部又は一部を認容しない処分についての異議申立てと当該更正の請求に係る課税標準等又は税額等の更正についての異議申立て</p> <p>(6) 一の差押処分についてされた納税者の異議申立てと利害関係人の異議申立て</p> <p>(7) 第二次納税義務の告知処分についての異議申立てと第二次納税義務の督促についての異議申立て</p> <p>(注) (1)及び(5)に掲げる複数の異議申立てについては、併合審査を行うものとし、その旨を異議申立人に通知するものとする。</p> <p>(あわせ審理)</p> <p>104—2 同一の課税標準等または税額等についてされた次に掲げるような複数の処分のいずれか一方について異議申立てがされている場合には、異議申立てがされていない他の処分（既に不服申立ての決定または裁決（却下の決定または裁決を除く。）がされているものを除く。）について、法第104条第2項または第4項の規定によるあわせ審理を行なうものとする。</p> <p>(1) 更正または決定と再更正</p> <p>(2) 更正の請求の全部または一部を認容しない処分と更正</p> <p>(3) 賦課決定（加算税および過怠税の賦課決定を除く。この104—2において同じ。）と再度の賦課決定</p> <p>(注) 「再更正」または「再度の賦課決定」は、いずれも増額の更正または賦課決定をいう。</p> <p>(併合審査をした場合の決定)</p> <p>104—3 104—1により併合審査をした場合の決定は、それぞれの異議申立てについてしなければならないが、それぞれの異議申立てが同一人からされたものであるときは、便宜同一の決定書にそれぞれの主文を併記し、決定の理由の附記は共通にしてもさしつかえない。</p> <p>(加算税についての異議申立て)</p> <p>104—4 加算税の賦課決定について異議申立てがされた場合において、当該加算税の計算の基礎となった本税の更正決定等について異議申立てがされていないときは、当該本税の更正決定等については法第104条第2項の規定によるあわせ審理はしないことに取り扱う。</p> <p>(不服申立ての決定または裁決)</p> <p>104—5 法第104条第2項ただし書の「不服申立ての決定又は裁決」には、却下の決定または裁決は含まれないものとする。</p> <p>第105条((不服申立てと国税の徴収との関係)関係) (換価の申出の方法)</p> <p>105—1 法第105条第1項ただし書の規定による異議申立人の別段の申出は、書面を提出して行なわせることに取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(必要があると認める場合)</p> <p>105—2 法第105条第2項の「必要があると認める場合」とは、例えば、次のいずれかに当たる場合をいうものとする。</p> <p>(1) <u>不服申立ての対象となった処分の全部又は一部につき取消しが見込まれる場合</u></p> <p>(2) <u>徴収の猶予をしても不服申立ての対象となった処分に係る国税の徴収に不足を生ずるおそれがないと認められる場合</u> (不服申立てに理由がないと認められる場合を除く。)</p> <p>(3) <u>不服申立てにある程度理由があり、かつ、滞納処分を執行することにより納税者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(相当と認めるとき)</p> <p>105—3 法第105条第3項の「相当と認めるとき」とは、<u>不服申立ての対象となった処分に係る国税の徴収が確実であると見込まれる担保の提供があつたとき</u>をいうものとする。</p> <p>(担保の提供先)</p> <p>105—4 法第105条第3項の規定による担保の提供は、<u>徴収の所轄庁にかかわらず、再調査審理庁又は国税庁長官に対して行うもの</u>とする。</p> <p>(弁明の聴取)</p> <p>105—5 法第105条第7項の規定により徴収の所轄庁が審査請求の対象となった処分に係る国税の徴収の猶予等の取消しをする場合において、あらかじめ相手方の弁明を聞かなければならないときは、徴収の所轄庁はその弁明を聞いた上で審判所長(令第38条第2項((権限の委任等))の規定に該当する場合以外の場合には、同条第1項の規定により権限を委任された首席国税審判官)の同意を求めるものとする。</p> <p>第106条((不服申立人の地位の承継)関係 (相続人))</p> <p>106—1 法第106条第1項の「相続人」には、包括受遺者が含まれることに留意する。</p> <p>(権利の承継等の事実を証する書面)</p> <p>106—2 法第106条第3項後段の「権利の承継又は合併の事実を証する書面」には、例えば、<u>相続の場合における戸籍謄本又は合併の場合における登記事項証明書がこれに当たる</u>ことに留意する。</p> <p>(地位承継の効果)</p> <p>106—3 法第106条の規定による<u>不服申立人</u>の地位の承継については、次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>同条第3項の規定による届出がない場合においても、不服申立人の地位は当然に承継されるから、地位を承継した者が当該不服申立てを取り下げない限り、当該事案の調査を継続すべきものであること。</u></p> <p>(2) <u>不服申立ての対象となった処分に係る権利を譲り受けた者が同条第4項の規定によ</u></p>	<p>(必要があると認めるとき)</p> <p>105—2 法第105条第2項の「必要があると認めるとき」とは、たとえば次のいずれかにあたる<u>とき</u>をいうものとする。</p> <p>(1) <u>異議申立ての対象となつた処分の全部または一部につき取消しが見込まれるとき。</u></p> <p>(2) <u>徴収の猶予をしても異議申立ての対象となつた処分に係る国税の徴収に不足を生ずるおそれがないと認められるとき</u> (異議申立てに理由がないと認められるときを除く。)</p> <p>(3) <u>異議申立てにある程度理由があり、かつ、滞納処分を執行することにより納税者の事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(相当と認めるとき)</p> <p>105—3 法第105条第3項の「相当と認めるとき」とは、<u>異議申立ての対象となつた処分に係る国税の徴収が確実であると見込まれる担保の提供があつたとき</u>をいうものとする。</p> <p>(担保の提供先)</p> <p>105—4 法第105条第3項の規定による担保の提供は、<u>異議審理庁と徴収の所轄庁が異なる場合においても異議審理庁に対して行なうもの</u>とする。</p> <p>(弁明の聴取)</p> <p>105—5 法第105条第7項の規定により徴収の所轄庁が審査請求の対象となつた処分に係る国税の徴収の猶予等の取消しをする場合において、あらかじめ相手方の弁明を聞かなければならないときは、徴収の所轄庁はその弁明を聞いたうえで審判所長(令第38条第2項((権限の委任等))の規定に該当する場合以外の場合には、同条第1項の規定により権限を委任された首席国税審判官。<u>以下同じ。</u>)の同意を求めるものとする。</p> <p>第106条((不服申立人の地位の承継)関係 (相続人))</p> <p>106—1 法第106条第1項の「相続人」には、包括受遺者が含まれることに留意する。</p> <p>(権利の承継等の事実を証する書面)</p> <p>106—2 法第106条第3項後段の「権利の承継又は合併の事実を証する書面」には、たとえば<u>相続の場合における戸籍謄本または合併の場合における商業登記簿謄本がこれにあたる</u>ことに留意する。</p> <p>(地位承継の効果)</p> <p>106—3 法第106条の規定による<u>異議申立人</u>の地位の承継については、次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>第3項の規定による届出がない場合においても、異議申立人の地位は当然に承継されるから、地位を承継した者が当該異議申立てを取り下げない限り、当該事案の調査を継続すべきものであること。</u></p> <p>(2) <u>異議申立ての対象となつた処分に係る権利を譲り受けた者が第4項の規定により異</u></p>

改正後	改正前
<p>り不服申立人の地位を承継したときは、当該権利を譲り渡した者（当該権利の一部を譲り渡した者を除く。）は、当該事案の<u>不服申立手続</u>から当然に脱退することとなること。</p> <p>(処分に係る権利の譲受人)</p> <p>106—4 法第106条第4項の「不服申立ての目的である処分に係る権利を譲り受けた者」には、<u>例えば、第三者所有の不動産について差押えがされた場合において、その第三者から当該不動産の差押処分についての再調査の請求がされた後に当該不動産をその第三者から譲り受けた者がこれに当たる</u>ことに留意する。</p> <p>(地位承継の許可申請)</p> <p>106—5 法第106条第4項の規定による<u>不服申立人</u>の地位の承継の許可の申請は、当該権利の譲渡人と譲受人が連署した<u>書面の提出</u>によることに留意する。</p> <p>第107条((代理人)関係 (納税管理人による代理))</p> <p>107—1 法第117条((納税管理人))に規定する納税管理人から代理人としての申出が<u>あつた</u>場合には、法第107条の代理人として取り扱う。この場合には、遅滞なく、<u>令第37条の2第1項((代理人等の権限の証明等))</u>の書面による証明を求めるものとする。</p> <p>(税理士法との関係)</p> <p>107—2 <u>不服申立人</u>の代理人となってその事務を行うことが税理士法第2条((税理士の業務))に規定する税理士業務に該当するときは、同法第51条((税理士業務を行う弁護士等))及び第52条((税理士業務の制限))の規定の適用があることに留意する。 (注) 税理士法第2条本文の「業とする」とは、当該事務を反覆継続して行い、又は反覆継続する意思を持って行うことをいい、必ずしも有償であることを要しない。</p> <p>(代理権の範囲)</p> <p>107—3 不服申立てに係る代理権は、不服申立ての種類ごとにその範囲を明確にして与えられることを要するから、<u>例えば、再調査の請求についての代理権のみを与えられている場合には、再調査の請求の決定を経た後の処分について審査請求をするとき、又は法第89条第1項((合意によるみなす審査請求))の規定により再調査の請求を審査請求として取り扱うことについての同意をするときは、いずれも新たな授権を必要とすることに留意する。</u></p> <p>(代理人が複数選任された場合)</p> <p>107—4 代理人が複数選任された場合においても、<u>再調査審理庁又は国税庁長官がする代理人</u>に対する通知その他の行為は1人の代理人に対してすれば足りることに留意する。</p> <p>(書面による証明)</p> <p>107—5 <u>令第37条の2第1項</u>の書面による証明は、<u>委任状等の提出</u>によることに留意する。</p>	<p>議申立人の地位を承継したときは、当該権利を譲り渡した者（当該権利の一部を譲り渡した者を除く。）は、当該事案の<u>異議申立手続</u>から当然に脱退することとなること。</p> <p>(処分に係る権利の譲受人)</p> <p>106—4 法第106条第4項の「不服申立ての目的である処分に係る権利を譲り受けた者」には、<u>たとえば第三者所有の不動産について差押えがされた場合において、その第三者から当該不動産の差押処分についての異議申立てがされた後に当該不動産をその第三者から譲り受けた者がこれにあたる</u>ことに留意する。</p> <p>(地位承継の許可申請)</p> <p>106—5 法第106条第4項の規定による<u>異議申立人</u>の地位の承継の許可の申請は、当該権利の譲渡人と譲受人が連署した<u>書面を提出して行なわせる</u>ことに取り扱う。</p> <p>第107条((代理人)関係 (納税管理人による代理))</p> <p>107—1 法第117条((納税管理人))に規定する納税管理人から代理人としての申出が<u>あつた</u>場合には、法第107条の代理人として取り扱う。この場合には、遅滞なく、<u>同条第3項</u>の書面による証明を求めるものとする。</p> <p>(税理士法との関係)</p> <p>107—2 <u>異議申立人</u>の代理人となってその事務を行うことが税理士法第2条((税理士の業務))に規定する税理士業務に該当するときは、同法第51条((税理士業務を行う弁護士等))及び第52条((税理士業務の制限))の規定の適用があることに留意する。 (注) 税理士法第2条本文の「業とする」とは、当該事務を反覆継続して行い、又は反覆継続する意思を持って行うことをいい、必ずしも有償であることを要しない。</p> <p>(代理権の範囲)</p> <p>107—3 不服申立てに係る代理権は、不服申立ての種類ごとにその範囲を明確にして与えられることを要するから、<u>たとえば異議申立てについての代理権のみを与えられている場合には、異議申立ての決定を経た後の処分について審査請求をするとき、または異議申立てを審査請求として取り扱うことについての同意(法第89条第1項)</u>をするときは、いずれも新たな授権を必要とすることに留意する。</p> <p>(代理人が複数選任された場合)</p> <p>107—4 代理人が複数選任された場合においても、<u>異議審理庁の代理人</u>に対する通知その他の行為は1人の代理人に対してすれば足りることに留意する。</p> <p>(書面による証明)</p> <p>107—5 <u>法第107条第3項</u>の書面による証明は、<u>委任状を提出して行なわせる</u>ことに取り扱う。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(権限の証明のない場合)</p> <p>107—6 令第37条の2第1項の規定による不服申立てについての代理人の権限の証明がされない場合又はその証明が明瞭でない場合には、<u>補正要求を行い</u>、当該補正要求が履行されないときは不適法な不服申立てとなることに留意する。ただし、代理人による<u>不服申立て</u>としては不適法であるが、<u>不服申立人本人の不服申立て</u>としてみれば適法なもの又は補正可能なものは却下することなく、当該<u>不服申立人本人の不服申立て</u>として取り扱う。</p> <p>(代理権の消滅事由)</p> <p>107—7 <u>不服申立て</u>に係る代理権は、委任の解除により消滅するほか、<u>不服申立人本人</u>が死亡した場合、<u>不服申立人</u>たる法人が合併により消滅した場合、代理人が死亡した場合又は代理人が後見開始の審判若しくは破産手続開始の決定を受けた場合にも消滅することに留意する。</p> <p>(代理権消滅の効果)</p> <p>107—8 代理権の消滅は、令第37条の2第2項の規定による代理権消滅の届出前に代理人によつてされ、<u>又は代理人に対してされた一切の行為の効力に影響を及ぼさない</u>ことに留意する。</p> <p>第108条((総代)関係 (共同不服申立て))</p> <p>108—1 法第108条第1項の「共同して不服申立てをするとき」とは、複数の不服申立人が一の処分又は同一の事実上及び法律上の原因に基づき画一的に処理されなければならない複数の処分について共同して不服申立てをするときをいい、<u>例えば、複数の抵当権者が一の差押処分について共同して再調査の請求をする場合又は複数の相続人が相続税の課税価格の合計額若しくは相続税の総額に係る各相続人の相続税額につきされた更正処分について共同して再調査の請求をする場合がこれに当たる</u>ことに留意する。</p> <p>(書面による証明)</p> <p>108—2 令第37条の2第3項((代理人等の権限の証明等))において準用する同条第1項の書面による証明は、<u>総代選任書等の提出による</u>ことに留意する。</p> <p>(個々の不服申立人の不服申立てとして取り扱う場合)</p> <p>108—3 共同不服申立てとしては不適法であるが、<u>個々の不服申立人の不服申立て</u>としてみれば適法なもの又は補正可能なものについては、<u>個々に不服申立て</u>をする意思がないと認められるものを除き、当該<u>個々の不服申立人の不服申立て</u>として取り扱う。</p> <p>(総代の権限)</p> <p>108—4 法第108条第1項又は第2項の規定により総代が選任された場合においては、代理人による<u>不服申立て</u>の場合と異なり、<u>共同不服申立人の不服申立て</u>に関する一切の行為(<u>不服申立て</u>の取下げを除く。)は総代を通じてのみこれを行<u>う</u>ことができることに留意する。</p>	<p>(権限の証明のない場合)</p> <p>107—6 法第107条第3項の異議申立てについての代理人の権限の証明がされない場合またはその証明が明瞭でない場合には、<u>補正要求を行ない</u>、当該補正要求が履行されないときは不適法な異議申立てとなることに留意する。ただし、代理人による<u>異議申立て</u>としては不適法であるが、<u>異議申立人本人の異議申立て</u>としてみれば適法なものまたは補正可能なものは却下することなく、当該<u>申立人本人の異議申立て</u>として取り扱う。</p> <p>(代理権の消滅事由)</p> <p>107—7 <u>異議申立て</u>に係る代理権は、委任の解除により消滅するほか、<u>異議申立人本人</u>が死亡した場合、<u>異議申立人</u>たる法人が合併により消滅した場合、代理人が死亡した場合又は代理人が後見開始の審判若しくは破産手続開始の決定を受けた場合にも消滅することに留意する。</p> <p>(代理権消滅の効果)</p> <p>107—8 代理権の消滅は、法第107条第4項の規定による代理権消滅の届出前に代理人によつてされ、<u>または代理人に対してされた一切の行為の効力に影響を及ぼさない</u>ことに留意する。</p> <p>第108条((総代)関係 (共同不服申立て))</p> <p>108—1 法第108条第1項の「共同して不服申立てをするとき」とは、複数の不服申立人が一の処分または同一の事実上および法律上の原因に基づき画一的に処理されなければならない複数の処分について共同して不服申立てをするときをいい、<u>たとえば複数の抵当権者が一の差押処分について共同して異議申立てをする場合または複数の相続人が相続税の課税価格の合計額もしくは相続税の総額に係る各相続人の相続税額につきされた更正処分について共同して異議申立てをする場合がこれにあたる</u>ことに留意する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(個々の異議申立人の申立てとして取り扱う場合)</p> <p>108—2 共同異議申立てとしては不適法であるが<u>個々の異議申立人の異議申立て</u>としてみれば適法なものまたは補正可能なものについては、<u>個々に異議申立て</u>をする意思がないと認められるものを除き、当該<u>個々の異議申立人の異議申立て</u>として取り扱う。</p> <p>(総代の権限)</p> <p>108—3 法第108条第1項または第2項の規定により総代が選任された場合においては、代理人による<u>異議申立て</u>の場合と異なり、<u>共同異議申立人の異議申立て</u>に関する一切の行為(<u>異議申立て</u>の取下げを除く。)は総代を通じてのみこれを行<u>なう</u>ことができることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(総代の互選命令が履行されなかった場合)</p> <p>108—5 法第108条第2項の規定による総代の互選命令が履行されなかった場合には、当該共同不服申立ては不適法な不服申立てとなることに留意する。</p> <p>(総代の権限の消滅等)</p> <p>108—6 総代の権限の消滅事由及び権限消滅の効果については、107—7 及び107—8 に準ずる。</p> <p>第109条((参加人)関係 (利害関係人))</p> <p>109—1 法第109条第1項に規定する「利害関係人」(以下第109条関係において「利害関係人」という。)とは、<u>例えば、滞納者から公売処分取消しの再調査の請求がされた場合の公売財産の買受人のように再調査の請求人と利害の相反する者で当該処分の取消しによって法律上の不利益を被る者又は共同再調査の請求人となり得る立場にありながら自らは再調査の請求をしなかった者がこれに当たることに留意する。</u></p> <p>(注) 「利害関係人」は、不服申立ての決定又は裁決の結果につき法律上の利害関係を有する者であることを要するから、単に迷惑を被ったこと又は経済的な損害を受けたことを理由とする感情上又は事実上の利害関係を有するにすぎない者はこれに当たらない。</p> <p>(不服申立人の同意の要否)</p> <p>109—2 法第109条第1項又は第2項の規定により利害関係人が不服申立てに参加することについては、<u>不服申立人の同意を要しないことに留意する。</u></p> <p>(参加の許可)</p> <p>109—3 法第109条第1項の規定により不服申立てへの参加の許可の申請があつた場合には、利害関係人であれば許可すべきであるが、当該参加の許可の申請が多人数によるものであつていたずらに調査の遅延を来すおそれがあるなど支障があると認められるときは、許可しないものとする。</p> <p>(参加要求の効果)</p> <p>109—4 法第109条第2項の規定により利害関係人に対し不服申立てに参加することを求めた場合には、当該利害関係人はその諾否にかかわらず参加人となることに留意する。</p> <p>(参加の取消し)</p> <p>109—5 再調査審理庁又は国税庁長官が法第109条第1項の規定による参加の許可又は同条第2項の規定による参加の求めをした後において、当該参加人が利害関係人でなくなったとき、又は著しく調査に支障があると認められるときは、当該参加の許可又は参加の求めを取り消すものとする。</p>	<p>(総代の互選命令が履行されなかつた場合)</p> <p>108—4 法第108条第2項の規定による総代の互選命令が履行されなかつた場合には、当該共同異議申立ては不適法な異議申立てとなることに留意する。</p> <p>(総代の権限の消滅等)</p> <p>108—5 総代の権限の消滅事由および権限消滅の効果については、107—7 および107—8 に準ずる。</p> <p>第109条((参加人)関係 (利害関係人))</p> <p>109—1 法第109条第1項の「利害関係人」とは、<u>不服申立ての決定または裁決の結果につき法律上の利害関係を有する者をいい、たとえば滞納者から公売処分取消しの異議申立てがされた場合の公売財産の買受人のように異議申立人と利害の相反する者で当該処分の取消しによつて法律上の不利益を被る者または共同異議申立人となり得る立場にありながら自らは異議申立てをしなかつた者がこれにあたることに留意する。</u></p> <p>(注) 「利害関係人」は、不服申立ての決定または裁決の結果につき法律上の利害関係を有する者であることを要するから、単に迷惑を被ったことまたは経済的な損害を受けたことを理由とする感情上または事実上の利害関係を有するにすぎない者はこれにあたらな<u>い。</u></p> <p>(異議申立人の同意の要否)</p> <p>109—2 法第109条第1項または第2項の規定により利害関係人が参加人として異議申立てに参加することについては、<u>異議申立人の同意を要しないことに留意する。</u></p> <p>(参加の許可)</p> <p>109—3 法第109条第1項の規定により異議申立てへの参加の許可の申請があつた場合には、利害関係人であれば許可すべきであるが、当該参加の許可の申請が多人数によるものであつていたずらに調査の遅延をきたすおそれがあるなど支障があると認められるときは、許可しないものとする。</p> <p>(参加要求の効果)</p> <p>109—4 法第109条第2項の規定により利害関係人に対し異議申立てに参加することを求めた場合には、当該利害関係人はその諾否にかかわらず参加人となることに留意する。</p> <p>(参加の取消し)</p> <p>109—5 異議審理庁が法第109条第1項の規定による参加の許可または同条第2項の規定による参加の求めをした後において、当該参加人が利害関係人でなくなつたとき、または著しく調査に支障があると認められるときは、当該参加の許可または参加の求めを取り消すものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(参加人の代理人)</p> <p>109—6 法第109条第3項の規定による代理人による不服申立てへの参加については、107—1から107—5まで並びに107—7及び107—8に準ずる。ただし、不服申立てへの参加の取下げについては特別の委任を要することに留意する。</p> <p>(参加人の行為の範囲)</p> <p>109—7 不服申立てにおける参加人は、<u>不服申立ての取下げ</u>をすることはできないことに留意する。</p> <p>(不服申立ての取下げと参加人の地位)</p> <p>109—8 <u>不服申立人</u>が<u>不服申立て</u>を取り下げたときは、参加人は当然にその地位を失うことに留意する。 (注) <u>不服申立ての取下げ</u>については、参加人の同意を要しない。</p> <p>(不服申立人又は参加人の死亡)</p> <p>109—9 <u>不服申立人</u>が死亡した場合には、参加人は引き続きその地位にとどまるのであるが、参加人が死亡した場合には、参加の効力は当然に消滅することとなるから、その相続人については、改めて参加の許可の申請を<u>待って許可するか、又は必要に応じて参加を求めるものとする。</u></p> <p>第110条((不服申立ての取下げ)関係) (取下げの権限)</p> <p>110—1 法第110条第1項の規定により<u>不服申立て</u>を取り下げることのできる者は、<u>不服申立人本人及び取下げについて特別の委任を受けた代理人に限られ、総代又は取下げの委任を受けていない代理人はこれを行うことができないことに留意する。</u></p> <p>(取下げの権限の証明)</p> <p>110—2 代理人によって<u>不服申立ての取下げ</u>を行う場合には、当該取下げの委任を受けたことを証する書面を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>第111条((3月後の教示)関係) (再調査の請求がされた日及び期間の計算)</p> <p>111—1 法第111条第1項の「<u>再調査の請求がされた日</u>」については75—6に、<u>同項括弧書の「不備が補正された日」</u>については75—7に、同項の「3月」の期間の計算については75—8に、それぞれ準ずる。</p> <p>(教示に係る書面に付記すべき処分理由)</p> <p>111—2 法第111条第2項の規定により、審査請求をすることができる旨の教示に係る書面に<u>付記すべき処分理由</u>については、<u>89—3</u>に準ずる。</p>	<p>(新設)</p> <p>(参加人の行為の範囲)</p> <p>109—6 <u>異議申立て</u>における参加人がその地位に基づいてすることのできる行為は、<u>法第109条第5項において準用する法第84条第1項および第2項(口頭による陳述)の規定によるものに限られるから、たとえば異議申立ての取下げをすることはできないことに留意する。</u></p> <p>(異議申立ての取下げと参加人の地位)</p> <p>109—7 <u>異議申立人</u>が<u>異議申立て</u>を取り下げたときは、参加人は当然にその地位を失うことに留意する。 (注) <u>異議申立ての取下げ</u>については、参加人の同意を要しない。</p> <p>(異議申立人または参加人の死亡)</p> <p>109—8 <u>異議申立人</u>が死亡した場合には、参加人は引き続きその地位にとどまるのであるが、参加人が死亡した場合には、参加の効力は当然に消滅することとなるから、その相続人については、改めて参加の許可の申請を<u>まつて許可するか、または必要に応じて参加を求めるものとする。</u></p> <p>第110条((不服申立ての取下げ)関係) (取下げの権限)</p> <p>110—1 法第110条第1項の規定により<u>異議申立て</u>を取り下げることのできる者は、<u>異議申立人本人および取下げについて特別の委任を受けた代理人に限られ、総代または取下げの委任を受けていない代理人はこれを行うことができないことに留意する。</u></p> <p>(取下げの権限の証明)</p> <p>110—2 代理人によつて<u>異議申立ての取下げ</u>を行なう場合には、当該取下げの委任を受けたことを証する書面を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>第111条((教示)関係) (異議申立てがされた日および期間の計算)</p> <p>111—1 法第111条第1項の「<u>異議申立てがされた日</u>」については75—7に、同項の「3月」の期間の計算については75—8に、それぞれ準ずる。</p> <p>(教示に係る書面に附記すべき処分理由)</p> <p>111—2 法第111条第2項の規定により、審査請求をすることができる旨の教示に係る書面に<u>附記すべき処分理由</u>については、<u>89—4</u>に準ずる。</p>

改正後	改正前
<p>第112条((誤つた教示をした場合の救済)関係) (教示)</p> <p>112—1 法第112条第1項から第3項までの「<u>教示</u>」には、<u>審査法第82条第1項((不服申立てをすべき行政庁等の教示))の規定による処分の際の教示、同条第2項の規定による利害関係人に対する教示及び法第84条第9項((審査庁等の教示))の規定による再調査の請求についての決定の際の教示がこれに当たることに留意する。</u></p> <p>(教示に関する他の救済規定との関係)</p> <p>112—2 不服申立ての種類若しくは申立先につき<u>誤つた教示をしたことによりその教示に従って不服申立てがされた場合又は教示をしなかったことにより誤つた不服申立てがされた場合の救済については、法第112条第1項から第3項まで及び審査法第83条第1項((教示をしなかった場合の不服申立て))の規定があるが、これらの規定の適用関係は次のとおりである。</u></p> <p>(1) 法第112条第1項の規定により救済されるもの</p> <p>イ <u>再調査の請求をすることができる処分について、誤って再調査審理庁以外の行政庁を再調査審理庁として教示した場合、例えば、税務署長がした処分について再調査の請求先を当該税務署長以外の税務署長とした場合</u></p> <p>ロ <u>審判所長に対して審査請求をすることができる処分について、誤って審判所長以外の行政庁を審査庁として教示した場合、例えば、登記機関のする課税標準及び税額の認定(登録免許税法第26条第1項)について審査請求先を審判所長とすべきを誤って法務局長とした場合又は再調査の請求の決定を経た後の処分について審査請求先を審判所長とすべきを誤って国税局長とした場合</u></p> <p>ハ <u>国税庁長官に対して審査請求をすることができる処分について、誤って国税庁長官以外の行政庁を審査庁として教示した場合、例えば、複数の国税局の管轄区域にまたがる納税地の指定について審査請求先を国税庁長官とすべきを誤って審判所長とした場合</u></p>	<p>第112条((誤つた教示をした場合の救済)関係) (教示)</p> <p>112—1 法第112条第1項の「<u>教示</u>」については、<u>77—6に準ずる。</u></p> <p>(教示に関する他の救済規定との関係)</p> <p>112—2 不服申立ての種類もしくは申立先につき<u>誤つた教示をしたことによりその教示に従って不服申立てがされた場合または教示をしなかったことにより誤つた不服申立てがされた場合の救済については、法第112条第1項、法第75条第4項第2号((教示をしなかった場合の審査請求))および審査法第58条第1項((教示をしなかった場合の不服申立て))の規定があるが、これらの規定の適用関係は次のとおりである。</u></p> <p>(1) 法第112条第1項の規定により救済されるもの</p> <p>イ <u>異議申立てをすることができる処分について、誤って異議審理庁以外の行政庁を異議審理庁として教示した場合、たとえば税務署長がした処分について異議申立先を当該税務署長以外の税務署長とした場合</u></p> <p>ロ <u>審査請求をすることができる処分(異議申立てをすることもできる処分を除く。ハにおいて同じ。)</u>について、<u>誤って審判所長以外の行政庁を審査庁として教示した場合、たとえば登記機関のする課税標準および税額の認定(登録免許税法第26条第1項)について審判所長とすべきを誤って法務局長とした場合または異議申立ての決定を経た後の処分について審判所長とすべきを誤って国税局長とした場合</u></p> <p>ハ <u>審査請求をすることができる処分について、誤って異議申立てをすることができる旨を教示した場合</u></p> <p>ニ <u>異議申立てを前置すべきものとされている処分について、審査請求をすることができる旨を教示し、かつ、誤って審判所長以外の行政庁を審査庁として教示した場合、または異議申立てと審査請求との選択をすることができる処分について、審査請求のみをすることができる旨を教示し、かつ、誤って審判所長以外の行政庁を審査庁として教示した場合</u></p> <p>ホ <u>異議申立てのみをすることができる処分、たとえば調査が国税庁の職員によつてされた旨の記載がある書面により通知した処分について、誤って審判所長に対して審査請求をすることができる旨を教示した場合</u></p> <p>(2) <u>法第75条第4項第2号の規定により救済されるもの</u> <u>異議申立てを前置すべきものとされている処分について、異議申立てをすることができる旨の教示をしなかった場合、審査請求をすることができる旨を教示した場合または異議申立てと審査請求との選択をすることができる旨を教示した場合</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) <u>法第112条第2項の規定により救済されるもの</u> 再調査の請求をすることができる処分について、<u>審査請求をすることができる旨のみを教示した場合又は不服申立てをすることができる旨の教示を全くしなかった場合において、</u>審判所長に対して審査請求がされ、かつ、<u>審査請求人から申立てがあったとき。</u></p> <p>(3) <u>法第112条第3項の規定により救済されるもの</u> 審査請求をすることができる処分（再調査の請求をすることができる処分に限る。）について、再調査の請求をすることができる旨のみを教示した場合又は不服申立てをすることができる旨の教示を全くしなかった場合において、<u>税務署長、国税局長又は税関長に対して再調査の請求がされ、かつ、再調査の請求人から申立てがあったとき。</u></p> <p>(4) <u>審査法第83条第1項の規定により救済されるもの</u> (2)又は(3)に該当する場合を除き、<u>不服申立てをすることができる処分について教示をしなかった場合</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(再調査の請求又は審査請求とみなす場合の効果) <u>112—3 法第112条第5項の規定により、「初めから再調査の請求をすべき行政機関に再調査の請求がされ、又は国税不服審判所長若しくは国税庁長官に審査請求がされたものとみなす」</u>こととされるのは、同条第1項から第3項までの再調査の請求又は審査請求が不服申立ての種類及び申立先を除いては、<u>適法にされたものに限られ、例えば、本来不服申立てのできない処分についてされた不服申立て又は不服申立期間を徒過してされた不服申立てが同条第5項の規定により適法となるものではないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2編 行政不服審査法関係 第1章 総則</p> <p>第1条((目的等)関係) (審査法が適用される不服申立て) 1—1 <u>税務官庁に対する不服申立てのうち、次に掲げるものについては、審査法の適用があることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>酒税法第2章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定による処分についての審査請求</u> (2) <u>税務官庁の不作为についての審査請求</u> (3) <u>事実上の行為についての審査請求</u> (4) <u>税理士法の規定による処分についての審査請求</u> (5) <u>法第75条第1項第2号又は第2項(第2号に係る部分に限る。)((国税に関する処</u></p>	<p>(3) <u>審査法第58条第1項の規定により救済されるもの</u> (2)に該当する場合を除き、<u>不服申立てをすることができる処分について教示をしなかった場合</u></p> <p>(合意によるみなす審査請求の規定の適用による救済) <u>112—3 112—2の(1)の二に掲げる教示に基づき当該教示先に不服申立てがされた場合において、当該不服申立てが法第112条第2項の規定により異議申立てとみなされたときは、当該異議申立てについては、法第89条第1項((合意によるみなす審査請求)の規定を適用することができる。</u></p> <p>(異議申立てまたは審査請求とみなす場合の効果) <u>112—4 法第112条第2項の規定により、「はじめから異議申立てをすべき行政機関に異議申立てがされ、又は国税不服審判所長に審査請求がされたものとみなす」</u>こととされるのは、同条第1項の異議申立てまたは審査請求が不服申立ての種類および申立先を除いては、<u>適法にされたものに限られ、たとえば本来不服申立てのできない処分についてされた不服申立てまたは不服申立期間を徒過してされた不服申立てが同条第2項の規定により適法となるものではないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2編 行政不服審査法関係 第1章 総則</p> <p>第1条((この法律の趣旨)関係) (審査法が適用される不服申立て) 1—1 <u>国税の賦課徴収に関する事務を行なう行政庁(以下「税務官庁」という。)に対する不服申立てのうち、次に掲げるものについては、もつぱら審査法の適用があることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>酒税法第2章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定による処分についての審査請求</u> (2) <u>税務官庁の不作为についての異議申立てまたは審査請求</u> (3) <u>審査法第2条第1項((処分の定義))に規定する事実行為についての審査請求</u> (4) <u>税理士法の規定による処分についての異議申立てまたは審査請求</u></p>

改正後	改正前
<p>分についての不服申立て)の規定による国税庁長官に対する審査請求</p> <p>(注) <u>1</u> (1) から (4) までに掲げる処分等については、法律に当該処分等についての不服申立てに対する決定又は裁決を経た後でなければ処分の取消し又は不作為の違法確認の訴えを提起することができない旨の定めがないから、処分等についての不服申立て若しくは訴訟のいずれか又はその双方を提起することができる (行政事件訴訟法第8条第1項、第38条第4項参照)。</p> <p><u>2</u> (5) に掲げる審査請求については、<u>法第80条第2項</u>((行政不服審査法との関係))の定めがあることに留意する。</p> <p>(処分)</p> <p><u>1—2</u> <u>審査法第1条第2項</u>の「<u>処分</u>」(事実上の行為を除く。)については、<u>第1編75—1</u>((4) に係る部分を除く。)に準ずる。</p> <p>(事実上の行為)</p> <p><u>1—3</u> <u>審査法第1条第2項</u>の「<u>行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為</u>」には、例えば、<u>法第74条の4第5項</u>(酒類の容器等の施封)に規定する「<u>物件に封を施すこと</u>」及び<u>法第74条の7</u>(提出物件の留置き)に規定する「<u>物件を留め置くこと</u>」等の事実上の行為が含まれることに留意する。</p> <p>(注) <u>法第74条の2第1項</u>(当該職員の下記の調査に係る質問検査権)に規定する「<u>当該物件…の提示若しくは提出を求めること</u>」は、<u>審査法第2条</u>(処分についての審査請求)の規定に基づく審査請求をすることができる処分該当しない。</p> <p>(削 除)</p> <p>第2条((処分についての審査請求)関係) (処分に不服がある者)</p> <p><u>2—1</u> <u>審査法第2条</u>の「<u>処分に不服がある者</u>」については、<u>第1編75—2</u>に準ずる。</p> <p>第3条((不作為についての審査請求)関係) (相当の期間)</p> <p><u>3—1</u> <u>審査法第3条</u>の「<u>相当の期間</u>」とは、<u>当該申請を処理するのに必要とされる期間</u>をいい、その期間は、<u>事案の内容に応じて定められるべきものであることに留意する</u>。</p> <p>(注) 国税に関する法令に基づく申請のうち、申請があつた後一定の期間内に承認又は却下の処分がなかつたときに承認があつたものとみなされるもの、<u>例えば、青色申告の承認の申請</u>(<u>所得税法第144条及び法人税法第122条</u>)<u>又は棚卸資産の評価の方法の変更の承</u></p>	<p>(注) (1) から (4) までに掲げる処分等については、法律に当該処分等についての不服申立てに対する決定または裁決を経た後でなければ処分の取消しまたは不作為の違法確認の訴えを提起することができない旨の定めがないから、処分等についての不服申立てもしくは訴訟のいずれかまたはその双方を提起することができる (行政事件訴訟法第8条第1項、第38条第4項参照)。</p> <p>第2条((定義)関係) (処分)</p> <p><u>2—1</u> <u>審査法第2条第1項</u>の「<u>処分</u>」(同項に規定する事実行為を除く。)については、<u>第1編75—1</u>に準ずる。</p> <p>(事実行為)</p> <p><u>2—2</u> <u>審査法第2条第1項</u>の事実行為には、例えば、<u>法第74条の4第5項</u>(酒類の容器等の施封)に規定する「<u>物件に封を施すこと</u>」及び<u>法第74条の7</u>に規定する「<u>物件を留め置くこと</u>」がこれに該当することに留意する。</p> <p>(注) <u>法第74条の2</u>に規定する「<u>当該物件…の提示若しくは提出を求めること</u>」は、<u>これに該当しない</u>。</p> <p>(特別の定め)</p> <p><u>2—3</u> <u>審査法第2条第1項</u>の「<u>特別の定め</u>」には、<u>審査法第40条第3項</u>(取消しの裁決)および<u>第47条第3項</u>(取消しまたは変更の決定)の定めがこれにあたることに留意する。</p> <p>(処分に不服がある者)</p> <p><u>4—2</u> <u>審査法第4条第1項</u>の「<u>処分…に不服がある者</u>」については、<u>第1編75—2</u>に準ずる。</p> <p>(相当の期間)</p> <p><u>2—5</u> <u>審査法第2条第2項</u>の「<u>相当の期間</u>」とは、<u>当該申請に係る処分その他公権力の行使にあたる行為を行ない得るに適切な期間</u>をいい、その期間は事案の内容に応じて定められるべきものであることに留意する。</p> <p>(注) 国税に関する法令に基づく申請のうち、申請があつた後一定の期間内に承認または却下の処分がなかつたときに承認があつたものとみなされるもの、<u>たとえば青色申告の承認の申請</u>(<u>所得税法第144条および法人税法第122条</u>)<u>またはたな卸資産の評価の方法の</u></p>

改正後	改正前
<p>認申請（所得税法施行令第101条第2項及び法人税法施行令第30条第2項）については、<u>審査法第3条</u>に規定する不作為の対象とならない。</p> <p>(法令に基づく申請) 3—2 <u>審査法第3条</u>括弧書の「法令に基づく申請」とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいうことに留意する（<u>行政手続法第2条第3号</u>）。</p> <p>(注) 1 「法令に基づく申請」であっても、例えば、更正の請求（法第23条）のように「請求」という語を用いている場合がある。 2 請願法（昭和22年法律第13号）に基づく請願については、<u>審査法第3条</u>に規定する不作為の対象とならない。</p> <p>(3—1へ移動)</p> <p>(削除)</p> <p>(7—1へ移動)</p> <p>(2—1へ移動)</p>	<p><u>変更の承認申請（所得税法施行令第101条第2項および法人税法施行令第30条第2項）</u>については、<u>審査法第2条第2項</u>に規定する不作為の対象とならない。</p> <p>(法令に基づく申請) 2—4 <u>審査法第2条第2項</u>の「法令に基づく申請」には、例えば、<u>法第109条第1項</u>（参加の許可）又は<u>審査法第24条第1項</u>（参加の許可）の「許可を得て」のように当該規定が申請を前提として規定されている場合における当該前提となる申請も含まれることに留意する。</p> <p>(注) 1 「法令に基づく申請」であっても、例えば、更正の請求（法第23条）のように「請求」という語を用いている場合がある。 2 請願法（昭和22年法律第13号）に基づく請願については、<u>審査法第2条第2項</u>に規定する不作為の対象とならない。</p> <p>(相当の期間) 2—5 <u>審査法第2条第2項</u>の「相当の期間」とは、当該申請に係る処分その他公権力の行使にあたる行為を行ない得るに適切な期間をいい、その期間は事案の内容に応じて定められるべきものであることに留意する。 (注) <u>国税に関する法令に基づく申請のうち、申請があつた後一定の期間内に承認または却下の処分がなかつたときに承認があつたものとみなされるもの、たとえば青色申告の承認の申請（所得税法第144条および法人税法第122条）またはたな卸資産の評価の方法の変更の承認申請（所得税法施行令第101条第2項および法人税法施行令第30条第2項）については、<u>審査法第2条第2項</u>に規定する不作為の対象とならない。</u></p> <p>(その他公権力の行使にあたる行為) 2—6 <u>審査法第2条第2項</u>の「その他公権力の行使にあたる行為」には、事実上の行為でその内容が一時的な性質を有するものがこれにあたることに留意する。</p> <p>第4条（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）関係 (一般的除外事項) 4—1 <u>審査法第4条第1項</u>本文かつこ書の「この法律に基づく処分」には、たとえば次に掲げる処分がこれにあたることに留意する。 (1) <u>総代の互選命令（審査法第11条第2項）</u> (2) <u>補正命令（審査法第21条、第48条、第52条、第56条）</u> (3) <u>不服申立てへの参加の不許可（審査法第24条第1項、第48条、第56条）</u> (4) <u>補佐人帯同の不許可（審査法第25条第2項、第48条、第52条第2項、第56条）</u> (5) <u>不服申立人の地位の承継の不許可（審査法第37条第6項、第48条、第52条、第56条）</u> (6) <u>不服申立てについての裁決または決定等（審査法第40条、第47条、第50条、第51条、第55条、第56条）</u></p> <p>(処分に不服がある者)</p>

改正後	改正前
<p>(審査請求をすることができる者)</p> <p>3—3 審査法第3条の規定により不作為についての審査請求をすることができる者は、法令に基づき税務官庁に対して処分についての申請をした者に限られることに留意する。 (注) 不作為についての不服申立ては、審査請求に限られ、<u>再調査の請求及び再審査請求</u>をすることはできない。</p> <p>(<u>裁決等があった後の審査請求</u>)</p> <p>3—4 不作為についての審査請求の取下げ又は当該審査請求についての裁決その他の措置があつた後においても、不作為の状態が継続している間は、法令に基づく申請をした者は改めて当該不作為について審査請求をすることができることに留意する。</p> <p>第4条(審査請求をすべき行政庁)関係 (<u>税理士の登録拒否処分等についての審査請求</u>)</p> <p>4—1 税理士法第22条第1項((登録に関する決定)又は第25条第1項((登録の取消し))の規定により日本税理士会連合会が行つた税理士登録拒否処分又は税理士登録取消処分については、同法第24条の2((登録を拒否された場合等の審査請求))又は第25条第3項((登録を取り消された場合の審査請求))の規定により国税庁長官に対して審査請求をすることができることに留意する。</p> <p>(当該職員がした事実上の行為についての審査請求)</p> <p>4—2 国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がした事実上の行為についての審査請求については、それぞれその職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長を審査法第4条第1号括弧書に規定する処分庁として取り扱う。</p> <p>(財務大臣の処分についての審査請求)</p> <p>4—3 財務大臣のした処分、例えば、酒類業組合に対する協定の変更命令(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第45条第1項)、税理士に対する懲戒処分(税理士法第45条又は第46条)又は税理士法人の違法行為等についての処分(税理士法第48条の20第1項)については、審査法第4条第1号の規定により財務大臣に対して審査請求をすることができることに留意する。</p> <p>(不作為についての審査請求)</p> <p>4—4 国税に関する法律に基づく申請等に係る不作為(処分についての不服申立てに係る不</p>	<p>4—2 <u>審査法第4条第1項の「処分……に不服がある者」については、第1編75—2に準ずる。</u></p> <p>(<u>不服申立てをすることができる者</u>)</p> <p>7—1 審査法第7条の規定により不作為についての不服申立てをすることができる者は、法令に基づき当該不作為に係る処分その他の行為を申請した者に限られることに留意する。 (注) 不作為についての不服申立ては、<u>異議申立てまたは審査請求のいずれか</u>に限られ、<u>再審査請求</u>をすることはできない。</p> <p>(<u>決定等があつた後の不服申立て</u>)</p> <p>7—5 不作為についての不服申立ての取下げまたは当該不服申立てについての決定その他の措置もしくは裁決があつた後においても、不作為の状態が継続している間は、法令に基づく申請をした者は改めて当該不作為についての<u>異議申立てまたは審査請求のいずれか</u>をすることができることに留意する。</p> <p>第5条(処分についての審査請求)関係 (<u>税理士の登録拒否処分等についての審査請求</u>)</p> <p>5—1 税理士法第22条第1項((登録に関する決定)又は第25条第1項((登録の取消し))の規定により日本税理士会連合会が行つた税理士登録拒否処分又は税理士登録取消処分については、同法第24条の2((登録を拒否された場合等の審査請求))又は第25条第3項((登録を取り消された場合の審査請求))の規定により国税庁長官に対して審査請求をすることができることに留意する。</p> <p>(当該職員がした事実行為についての不服申立て)</p> <p>5—2 国税庁、国税局、税務署または税関の職員がした事実行為についての不服申立てについては、それぞれその職員の所属する国税庁、国税局、税務署または税関の長を審査法第5条および第6条の処分庁として取り扱う。</p> <p>第6条(処分についての異議申立て)関係 (<u>財務大臣の処分についての異議申立て</u>)</p> <p>6—1 財務大臣のした処分、例えば、酒類業組合に対する協定の変更命令(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「酒類業組合法」という。))第45条第1項)、税理士に対する懲戒処分(税理士法第45条又は第46条)又は税理士法人の違法行為等についての処分(税理士法第48条の20第1項)については、審査法第6条第2号の規定により財務大臣に対して異議申立てをすることができることに留意する。 (注) 財務大臣のした処分については、<u>審査法第5条第1項第1号ただし書</u>((審査請求ができない処分))の規定により審査請求をすることはできない。</p> <p>(不作為についての審査請求先)</p> <p>7—4 国税に関する法律に基づく申請等に係る不作為(処分についての審査請求に係る不</p>

改正後	改正前
<p>作為を除く。)については、不作為庁が税務署長又は国税局長であるときは審査法第4条第4号の規定により、不作為庁が国税庁長官であるときは同条第1号の規定により、それぞれ国税庁長官に対して審査請求をすることができることに留意する。</p>	<p>為を除く。)についての審査請求は、当該不作為に係る行政庁の直近上級行政庁に対してすることとなるが、この場合における直近上級行政庁とは、たとえば当該不作為庁が税務署長であるときは国税局長、国税局長であるときは国税庁長官をいうことに留意する。</p>
<p>(3—3へ移動)</p>	<p>第7条((不作為についての不服申立て)関係) (不服申立てをすることができる者)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>7—1 審査法第7条の規定により不作為についての不服申立てをすることができる者は、法令に基づき当該不作為に係る処分その他の行為を申請した者に限られることに留意する。 (注) 不作為についての不服申立ては、異議申立てまたは審査請求のいずれかに限られ、再審査請求をすることはできない。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(不作為に係る処分) 7—2 審査法第7条の「不作為に係る処分」には、次に掲げる処分のように、処分についての不服申立てをすることができないものも含まれることに留意する。 (1) 補佐人帯同の申請に対する処分(法第84条第1項、第101条第1項、審査法第25条第2項) (2) 不服申立人の地位の承継の申請に対する処分(法第106条第4項、審査法第37条第6項) (3) 不服申立てへの参加の申請に対する処分(法第109条第1項、審査法第24条第1項) (4) 不服申立てについての決定(法第83条、審査法第47条)または裁決(法第92条、第98条、審査法第40条)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(その他の行為) 7—3 審査法第7条の「その他の行為」については、2—6に準ずる。</p>
<p>(4—4へ移動)</p>	<p>(不作為についての審査請求先) 7—4 国税に関する法律に基づく申請等に係る不作為(処分についての審査請求に係る不作為を除く。)についての審査請求は、当該不作為に係る行政庁の直近上級行政庁に対してすることとなるが、この場合における直近上級行政庁とは、たとえば当該不作為庁が税務署長であるときは国税局長、国税局長であるときは国税庁長官をいうことに留意する。</p>
<p>(3—4へ移動)</p>	<p>(決定等があった後の不服申立て) 7—5 不作為についての不服申立ての取下げまたは当該不服申立てについての決定その他の措置もしくは裁決があった後においても、不作為状態が継続している間は、法令に基づく申請をした者は改めて当該不作為についての異議申立てまたは審査請求のいずれかをすることができることに留意する。</p>
<p>第6条((再審査請求)関係) (国税関係処分等についての不適用) 6—1 審査法第6条第1項の「再審査請求をすることができる旨の定め」は、国税に関する</p>	<p>第8条((再審査請求)関係) (国税関係処分等についての不適用) 8—1 審査法第8条第1項第1号の「再審査請求をすることができる旨の定め」は、国税に</p>

改正後	改正前
<p>法律その他税務官庁のする処分に関する法律には存しないことに留意する。</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条(適用除外)関係 (適用除外事項) 7—1 審査法第7条第1項第12号の「この法律に基づく処分」には、<u>例えば、次に掲げる処分がこれに当たることに留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総代の互選命令 (審査法第11条第2項) (2) 補正命令 (審査法第23条) (3) 審査請求への参加の不許可 (審査法第13条第1項) (4) 補佐人帯同の不許可 (審査法第31条第3項) (5) 審査請求人の地位の承継の不許可 (審査法第15条第6項) (6) 審査請求についての裁決等 (審査法第45条、第49条) <p>(注) <u>これらの処分に係る不作為についても適用除外となることに留意する。</u></p> <p>(国の機関等の固有の資格において処分の相手方となる処分の範囲) 7—2 <u>国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関 (以下「国の機関等」という。)</u> が所得税法の規定による源泉徴収義務者となる場合には、その地位は一般私人と異なるところがないから、当該国の機関等に対する源泉徴収に係る所得税の納税告知処分は、審査法第7条第2項の「その固有の資格において当該処分の相手方となる」処分には含まれないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 審査請求 第1節 審査庁及び審理関係人</p> <p>第9条(審理員)関係 (審理員) 9—1 <u>審理員は、個別の事件に関する審理手続については、審査庁の指揮を受けることなく、自らの名において審理を行うとともに、審理の結果を、審査庁がすべき裁決についての意見書である審理員意見書として審査庁に提出するものであることに留意する。</u></p>	<p>関する法律その他税務官庁のする処分に関する法律には存しないことに留意する。</p> <p>(権限委任の場合の再審査請求) 8—2 <u>審査法第8条第1項第2号の規定による再審査請求は、国税に関する法律に基づく処分については適用がないが、国税に関する法律に基づく処分以外で税務官庁のする処分、例えば酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第20条((権限の委任))の規定により酒類業組合法に基づく財務大臣の権限を最終的に税務署長に委任した場合における当該委任を受けた税務署長のした処分については適用があることに留意する。</u> (注) <u>審査法第8条第1項第2号の規定の適用がある税務署長のした処分についての再審査請求は、国税局長に対する審査請求を経た後に国税庁長官に対して行うこととなる。</u></p> <p>(一般的除外事項) 4—1 <u>審査法第4条第1項本文かつこ書の「この法律に基づく処分」には、たとえば次に掲げる処分がこれにあたることに留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総代の互選命令 (審査法第11条第2項) (2) 補正命令 (審査法第21条、第48条、第52条、第56条) (3) 不服申立てへの参加の不許可 (審査法第24条第1項、第48条、第56条) (4) 補佐人帯同の不許可 (審査法第25条第2項、第48条、第52条第2項、第56条) (5) 不服申立人の地位の承継の不許可 (審査法第37条第6項、第48条、第52条、第56条) (6) 不服申立てについての裁決または決定等 (審査法第40条、第47条、第50条、第51条、第55条、第56条) <p>(公共団体に対する教示) 57—7 <u>地方公共団体その他の公共団体が所得税法の規定による源泉徴収義務者となる場合には、その地位は一般私人と異なるところがないから、当該公共団体に対する源泉徴収に係る所得税の納税告知処分は、審査法第57条第4項の「その固有の資格において処分の相手方となる」処分には含まれないことに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">第2章 手続</p>

改正後	改正前
<p>(19—1へ移動)</p> <p>第10条から第12条まで共通関係 (書面による証明)</p> <p><u>10～12共—1</u> 審査法令第3条第1項((代表者等の資格の証明等))の書面による証明は、法人の代表者については代表者事項証明書、総代については総代選任書等、代理人については委任状等を提出して行わせることに取り扱う。</p> <p>(資格証明のない場合)</p> <p><u>10～12共—2</u> 審査法令第3条第1項の規定による代表者若しくは管理人、又は代理人の資格の証明がされない場合又はその証明が明瞭でない場合には、第1編107—6 (代表者又は管理人の場合は、ただし書を除く。)に準ずる。</p> <p>第11条((総代)関係 (共同審査請求)</p> <p>11—1 審査法第11条の規定による共同審査請求については、第1編108—1及び108—3から108—6までに準ずる。</p> <p>第12条((代理人による審査請求)関係 (代理人による審査請求)</p> <p>12—1 審査法第12条の規定に基づく代理人による審査請求については、第1編107—1から107—4まで、107—7及び107—8に準ずる。</p> <p>(10～12共—1へ移動)</p> <p>(10～12共—2へ移動)</p>	<p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>第9条((不服申立ての方式)関係 (口頭による不服申立て)</p> <p><u>9—1</u> 審査法第9条第1項の「口頭ですることができる旨の定め」は、国税に関する法律その他税務官庁のする処分に関する法律には存しないことに留意する。</p> <p>第13条((代表者の資格の証明等)関係 (書面による証明)</p> <p><u>13—1</u> 審査法第13条第1項の書面による証明は、法人の代表者については代表者事項証明書、総代については総代選任書、代理人については委任状を提出して行わせることに取り扱う。</p> <p>(資格証明のない場合)</p> <p><u>13—2</u> 審査法第13条の規定による代表者もしくは管理人、総代または代理人の資格の証明がされない場合またはその証明が明瞭でない場合には、第1編107—6に準ずる。ただし、総代または代理人による不服申立てとしては不適法であるが、不服申立人の不服申立てとしてみれば適法なものまたは補正可能なものは却下することなく、当該不服申立人の不服申立てとして取り扱う。</p> <p>第11条((総代)関係 (共同不服申立て)</p> <p>11—1 審査法第11条の規定による共同不服申立てについては、第1編108—1から108—5までに準ずる。</p> <p>第12条((代理人による不服申立て)関係 (代理人による不服申立て)</p> <p>12—1 審査法第12条の規定に基づく代理人による不服申立てについては、第1編107—1から107—4まで、107—7および107—8に準ずる。</p> <p>第13条((代表者の資格の証明等)関係 (書面による証明)</p> <p><u>13—1</u> 審査法第13条第1項の書面による証明は、法人の代表者については代表者事項証明書、総代については総代選任書、代理人については委任状を提出して行わせることに取り扱う。</p> <p>(資格証明のない場合)</p> <p><u>13—2</u> 審査法第13条の規定による代表者もしくは管理人、総代または代理人の資格の証明がされない場合またはその証明が明瞭でない場合には、第1編107—6に準ずる。ただし、総代または代理人による不服申立てとしては不適法であるが、不服申立人の不服申立てとしてみれば適法なものまたは補正可能なものは却下することなく、当該不服申立人の不服申立てとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>第13条((参加人)関係) (申請に対する決定義務)</p> <p><u>13—1</u> 審査法第13条第1項の規定により利害関係人から審査請求に参加したい旨の申請があつたときは、<u>審理員は速やかに</u>その許否を決定するものとする。</p> <p>(参加人の行為の範囲)</p> <p><u>13—2</u> 参加人は、審査請求の取下げをすることはできないことに留意する。</p> <p>(利害関係人等)</p> <p><u>13—3</u> 利害関係人及び審査請求への参加については、<u>第1編109—1から109—5まで並びに109—8及び109—9</u>に準ずる。</p> <p>(参加人の代理人)</p> <p><u>13—4</u> 審査法第13条第3項の規定に基づく代理人による審査請求への参加については、<u>第1編109—6</u>に準ずる。</p> <p>第15条((審理手続の承継)関係) (法令により権利を承継した者)</p> <p><u>15—1</u> 審査法第15条第1項の「法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者」は、<u>税務官庁のする処分については該当がないことに留意する。</u></p> <p>(相続人等)</p> <p><u>15—2</u> 相続人及び審査請求手続の承継については、<u>第1編106—1から106—3まで及び106</u></p>	<p>第24条((参加人)関係) (申請に対する決定義務)</p> <p><u>24—1</u> 審査法第24条第1項の規定により利害関係人から審査請求に参加したい旨の申請があつたときは、<u>審査庁はすみやかに</u>その許否を決定するものとする。</p> <p>(注) <u>当該決定をしないまま相当の期間を経過したときは、不作為についての不服申立ての対象となり得ることに留意する。</u></p> <p><u>なお、次に掲げる申請等があつたときも同様である。</u></p> <p>(1) <u>補佐人帯同の申請(審査法第25条第2項)</u></p> <p>(2) <u>閲覧請求(審査法第33条第2項)</u></p> <p>(3) <u>執行停止の申立て(審査法第34条第2項、第3項)</u></p> <p>(4) <u>審査請求人の地位の承継の申請(審査法第37条第6項)</u></p> <p>(参加人の行為の範囲)</p> <p><u>24—2</u> 参加人がその地位に基づいてすることのできる行為は、<u>次に掲げるものに限られ、審査請求の取下げをすることはできないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>口頭による意見陳述(審査法第25条第1項)</u></p> <p>(2) <u>補佐人帯同の申請(審査法第25条第2項)</u></p> <p>(3) <u>証拠書類等の提出(審査法第26条)</u></p> <p>(4) <u>参考人の陳述および鑑定要求の申立て(審査法第27条)</u></p> <p>(5) <u>物件の提出要求の申立て(審査法第28条)</u></p> <p>(6) <u>検証の申立て(審査法第29条第1項)</u></p> <p>(7) <u>審尋の申立て(審査法第30条)</u></p> <p>(8) <u>閲覧請求(審査法第33条第2項)</u></p> <p>(利害関係人等)</p> <p><u>24—3</u> 利害関係人および審査請求への参加については、<u>第1編109—1から109—5まで、109—7および109—8</u>に準ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>第37条((手続の承継)関係) (法令により権利を承継した者)</p> <p><u>37—1</u> 審査法第37条第1項の「法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者」は、<u>税務官庁のする処分については該当がないことに留意する。</u></p> <p>(相続人等)</p> <p><u>37—2</u> 相続人および審査請求手続の承継については、<u>第1編106—1から106—3までおよび</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>—5に準ずる。</p> <p>第16条（標準審理期間）関係 （標準審理期間）</p> <p><u>16—1</u> 審査法第16条の「通常要すべき標準的な期間」については、第1編77の2—1に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 審査請求の手續</p> <p>第18条（審査請求期間）関係 （正当な理由）</p> <p><u>18—1</u> 審査法第18条第1項ただし書の「正当な理由があるとき」については、第1編77—1に準ずる。</p> <p>（第1項と第2項との適用関係）</p> <p><u>18—2</u> 審査法第18条第1項と同条第2項との適用関係については、第1編77—2に準ずる。</p> <p>（災害等による期限の延長との関係）</p> <p><u>18—3</u> 法第11条（災害等による期限の延長）の規定により期限の延長をした場合については、第1編77—3に準ずる。</p> <p>（処分があつた日）</p> <p><u>18—4</u> 審査法第18条第2項の「処分……があつた日」については、第1編77—4に準ずる。</p> <p>（期間の計算）</p> <p><u>18—5</u> 審査法第18条第1項の「3月」及び同条第2項の「1年」の計算については、法第10条（期間の計算及び期限の特例）の規定に準じて取り扱う。 （注） 法第10条第2項の「一般の休日」については、第1編77—5の（注）を参照する。</p> <p>（審査請求書が郵便又は信書便で提出された場合）</p> <p><u>18—6</u> 審査法第18条第3項の規定の適用については、審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、当該郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、当該郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとして取り扱う。</p> <p>（18—5へ移動）</p>	<p>106—5に準ずる。</p> <p>（新 設）</p> <p style="text-align: center;">第2節 処分についての審査請求</p> <p>第14条（審査請求期間）関係 （新 設）</p> <p>（第1項と第3項との適用関係）</p> <p><u>14—3</u> 審査法第14条第1項と第3項との適用関係については、第1編77—1に準ずる。</p> <p>（災害等による期限の延長との関係）</p> <p><u>14—4</u> 法第11条（災害等による期限の延長）の規定により期限の延長をした場合には、第1編77—2に準ずる。</p> <p>（処分があつた日）</p> <p><u>14—5</u> 審査法第14条第3項の「処分があつた日」については、第1編77—3に準ずる。</p> <p>（期間の計算）</p> <p><u>14—2</u> 審査法第14条第1項の「60日」、第2項の「1週間」および第3項の「1年」の計算については、法第10条（期間の計算及び期限の特例）の規定に準じて取り扱う。 （注） 法第10条第2項の「一般の休日」については、第1編77—4の（注）を参照する。</p> <p>（審査請求書が郵便又は信書便で提出された場合）</p> <p><u>14—1</u> 審査法第14条第4項の規定の適用については、審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、当該郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、当該郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとして取り扱う。</p> <p>（期間の計算）</p> <p><u>14—2</u> 審査法第14条第1項の「60日」、第2項の「1週間」および第3項の「1年」の計算については、法第10条（期間の計算及び期限の特例）の規定に準じて取り扱う。 （注） 法第10条第2項の「一般の休日」については、第1編77—4の（注）を参照する。</p>

改正後	改正前
<p>(18—2へ移動)</p> <p>(18—3へ移動)</p> <p>(18—4へ移動)</p> <p>第19条（審査請求書の提出）関係 （口頭による不服申立て） <u>19—1</u> 審査法第19条第1項の「口頭であることができる旨の定め」は、国税に関する法律その他税務官庁のする処分に関する法律には存しないことに留意する。</p> <p>（審査請求書の記載事項等） <u>19—2</u> 審査法第19条第2項各号に掲げる審査請求書の記載事項等については、第1編81—1から81—4までに準ずる。</p> <p>第20条（口頭による審査請求）関係 （国税関係処分等についての不適用） <u>20—1</u> 税務官庁のする処分に対する不服申立てについては、口頭によることができる旨の規定がないから、<u>審査法第20条</u>の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>第22条（誤った教示をした場合の救済）関係 （適用範囲） <u>22—1</u> 審査法第22条第1項の「審査請求をすることができる処分」には、税務官庁のする処分のうち、<u>例えば、酒税法第2章</u>（<u>酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等</u>）の規定による処分がこれに<u>当たる</u>ことに留意する。</p> <p>（教示） <u>22—2</u> 審査法第22条第1項、第3項及び第4項の「教示」には、<u>審査法第82条第1項</u>（<u>不服申立てをすべき行政庁等の教示</u>）の規定による処分の際の教示<u>及び同条第2項</u>の規定による利害関係人に対する教示がこれに<u>当たる</u>ことに留意する。</p> <p>（審査請求とみなされた場合の副本） <u>22—3</u> 審査法第22条第5項の規定により審査請求とみなされた<u>再調査の請求</u>については、その副本の提出を求めないことに<u>取り扱って差し支えない</u>。</p>	<p><u>（第1項と第3項との適用関係）</u> <u>14—3</u> 審査法第14条第1項と第3項との適用関係については、第1編77—1に準ずる。</p> <p><u>（災害等による期限の延長との関係）</u> <u>14—4</u> 法第11条（<u>災害等による期限の延長</u>）の規定により期限の延長をした場合には、第1編77—2に準ずる。</p> <p><u>（処分があつた日）</u> <u>14—5</u> 審査法第14条第3項の「処分があつた日」については、第1編77—3に準ずる。</p> <p>第15条（審査請求書の記載事項）関係 （口頭による不服申立て） <u>9—1</u> 審査法第9条第1項の「口頭であることができる旨の定め」は、国税に関する法律その他税務官庁のする処分に関する法律には存しないことに留意する。</p> <p>（審査請求書の記載事項等） <u>15—1</u> 審査法第15条第1項各号に掲げる審査請求書の記載事項等については、第1編81—1から81—4までに準ずる。</p> <p>第16条（口頭による審査請求）関係 （国税関係処分等についての不適用） <u>16—1</u> 税務官庁のする処分に対する不服申立てについては、口頭によることができる旨の規定がないから、<u>審査法第16条</u>の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>第18条・第19条（誤った教示をした場合の救済）関係 （適用範囲） <u>18・19共—1</u> 審査法第18条第1項の「審査請求をすることができる処分（<u>異議申立てをすることもできる処分を除く。</u>）」には、税務官庁のする処分のうち、<u>たとえば酒税法第2章</u>（<u>酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等</u>）の規定による処分がこれに<u>あたる</u>ことに留意する。</p> <p>（教示） <u>18・19共—2</u> 審査法第18条第1項および第3項ならびに第19条の「教示」には、<u>審査法第57条第1項</u>（<u>審査庁等の教示</u>）の規定による処分の際の教示<u>および同条第2項</u>の規定による利害関係人に対する教示がこれに<u>あたる</u>ことに留意する。</p> <p>（審査請求とみなされた場合の副本） <u>18・19共—3</u> 審査法第18条第4項の規定により審査請求とみなされた<u>異議申立て</u>については、その副本の提出を求めないことに<u>取り扱ってさしつかえない</u>。</p> <p>第20条（異議申立ての前置）関係</p>

改正後	改正前
<p>(削 除)</p> <p>第23条 (審査請求書の補正)関係 (補正命令を行う場合)</p> <p><u>23—1</u> 審査法第23条の規定による補正命令は、審査請求が不適法なもので補正可能と認められる場合、<u>例えば、審査請求書に必要な記載事項を欠いている場合又は代表者、管理人、総代若しくは代理人の資格を証明する書面の添付がない場合に行うものとする。ただし、審査請求書に必要な記載事項を欠いたものであっても、軽微な不備で審査請求の審理を行う上で支障のないものは、補正命令を行わないことに取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(補正命令等)</p> <p><u>23—2</u> 補正命令及び補正の方法については、第1編<u>81—5及び81—7から81—10</u>までに準ずる。</p> <p>第26条 (執行停止の取消し)関係 (その他事情が変更したとき)</p> <p><u>26—1</u> 審査法第26条の「その他事情が変更したとき」には、執行停止をした後において執行停止を継続することが不適当であると認められる重要な事情の変更があつたときのほか、執行停止をした後において当該執行停止をすべきものではないことが明らかになつたときもこれに含まれることに留意する。</p> <p>第27条 (審査請求の取下げ)関係 (取下げの権限等)</p> <p><u>27—1</u> 取下げの権限及び取下げの権限の証明については、第1編<u>110—1及び110—2</u>に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">第3節 審理手続</p> <p>第29条 (弁明書の提出)関係 (弁明書の記載)</p> <p><u>29—1</u> <u>処分庁等は、弁明書の記載に当たって、事案の解決のために必要不可欠のものを記載すべきことはもちろんであるが、その表現については、当該弁明書が審査請求人及び参加人に送付されることを考慮して、理解しやすいよう配慮するものとする。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p>(異議申立てをすることができるとき)</p> <p><u>20—1</u> 審査法第20条本文の「処分につき異議申立てをすることができるとき」とは、異議申立てを前置すべきものとされている処分に不服がある場合をいうことに留意する。 (注) <u>1—1に掲げる不服申立てについては、異議申立ての前置を要しない。</u></p> <p>第21条 (補正)関係 (補正命令を行なう場合)</p> <p><u>21—1</u> 審査法第21条の規定による補正命令は、審査請求が不適法なもので補正可能と認められる場合、<u>たとえば審査請求書に必要な記載事項を欠いている場合または代表者、管理人、総代もしくは代理人の資格を証明する書面の添付がない場合に行なうものとする。ただし、審査請求書に必要な記載事項を欠いたものであつても、軽微な欠陥で審査請求の審理を行なううえに支障のないものは、補正命令を行なわないことに取り扱ってさしつかえない。</u></p> <p>(補正命令等)</p> <p><u>21—2</u> 補正命令および補正の方法については、第1編<u>81—6から81—9</u>までに準ずる。</p> <p>第35条 (執行停止の取消し)関係 (その他事情が変更したとき)</p> <p><u>35—1</u> 審査法第35条の「その他事情が変更したとき」には、執行停止をした後において執行停止を継続することが不適当であると認められる重要な事情の変更があつたときのほか、執行停止をした後において当該執行停止をすべきものではないことが明らかになつたときもこれに含まれることに留意する。</p> <p>第39条 (審査請求の取下げ)関係 (取下げの権限等)</p> <p><u>39—1</u> 取下げの権限および取下げの権限証明については、第1編<u>110—1および110—2</u>に準ずる。</p> <p>第22条 (弁明書の提出)関係 (弁明書の記載)</p> <p><u>22—1</u> 弁明書の記載に当たっては、事案の解決のために必要不可欠のものを記載すべきことはもちろんであるが、その表現については、当該弁明書が審査請求人に送付されることを考慮して、理解しやすいよう配慮するものとする。</p> <p>第23条 (反論書の提出)関係 (反論書の提出と裁決との関係)</p> <p><u>23—1</u> 審査法第23条の規定により反論書の提出につき相当の期間を定めた場合には、当該期間中はその提出があるまで裁決をすることはできないが、当該期間経過後は、反論書の提出</p>

改正後	改正前
(13—1へ移動)	<p>をまつまでもなく裁決をすることができることに留意する。</p> <p>第24条((参加人)関係) (申請に対する決定義務)</p> <p>24—1 審査法第24条第1項の規定により利害関係人から審査請求に参加したい旨の申請があつたときは、審査庁はすみやかにその許否を決定するものとする。</p> <p>(注) 当該決定をしないまま相当の期間を経過したときは、不作為についての不服申立ての対象となり得ることに留意する。</p> <p>なお、次に掲げる申請等があつたときも同様である。</p> <p>(1) 補佐人帯同の申請(審査法第25条第2項)</p> <p>(2) 閲覧請求(審査法第33条第2項)</p> <p>(3) 執行停止の申立て(審査法第34条第2項、第3項)</p> <p>(4) 審査請求人の地位の承継の申請(審査法第37条第6項)</p>
(13—2へ移動)	<p>(参加人の行為の範囲)</p> <p>24—2 参加人がその地位に基づいてすることのできる行為は、次に掲げるものに限られ、審査請求の取下げをすることはできないことに留意する。</p> <p>(1) 口頭による意見陳述(審査法第25条第1項)</p> <p>(2) 補佐人帯同の申請(審査法第25条第2項)</p> <p>(3) 証拠書類等の提出(審査法第26条)</p> <p>(4) 参考人の陳述および鑑定の要求の申立て(審査法第27条)</p> <p>(5) 物件の提出要求の申立て(審査法第28条)</p> <p>(6) 検証の申立て(審査法第29条第1項)</p> <p>(7) 審尋の申立て(審査法第30条)</p> <p>(8) 閲覧請求(審査法第33条第2項)</p>
(13—3へ移動)	<p>(利害関係人等)</p> <p>24—3 利害関係人および審査請求への参加については、第1編109—1から109—5まで、109—7および109—8に準ずる。</p>
(削除)	<p>第25条((審理の方式)関係) (書面)</p> <p>25—1 審査法第25条第1項の「書面」とは、審査請求書、弁明書、反論書および証拠書類その他職権により収集した資料等をいうことに留意する。</p>
(削除)	<p>(審査請求の審理)</p> <p>25—2 審査請求の審理については、第1編84—1、84—4から84—6まで、84—8および84—9に準ずる。</p> <p>第31条((口頭意見陳述)関係)</p>

改正後	改正前
<p>(申立人の所在その他の事情)</p> <p><u>31—1</u> 審査法第31条第1項ただし書の「申立人の所在その他の事情」については、第1編84—4に準ずる。</p> <p>(意見陳述の申立て)</p> <p><u>31—2</u> 審査法第31条第1項の規定による申立てがあった場合については、第1編84—5に準ずる。</p> <p>(意見陳述の制限)</p> <p><u>31—3</u> 審査法第31条第4項の規定による審理員による意見陳述の制限については、第1編84—10に準ずる。</p> <p>(削除)</p> <p>第33条から第36条まで共通関係 (申立てを採用しない場合)</p> <p><u>33～36共—1</u> 審査法第33条から第36条までの規定による申立てがされた場合において、審査請求人の主張の全部を認容するときその他<u>審理員</u>が審理に必要がないと認めるときは、当該申立てを採用しないものとする。</p> <p>第33条((物件の提出要求)関係 (所持人)</p> <p><u>33—1</u> 審査法第33条の「所持人」とは、書類その他の物件を支配している者をいい、他人に物件を保管させている場合には、当該物件を保管させている者のほか、当該物件を支配下においている者もこれに<u>当たる</u>ことに留意する。</p> <p>(留置物件の返還)</p> <p><u>33—2</u> 審査法第33条の規定により提出された書類その他の物件が<u>審理員</u>によって留置されている場合において、提出人から当該物件の返還請求が<u>あった</u>ときは、留置の必要がないと認められるものは<u>速やかに</u>返還するものとする。</p> <p>第35条((検証)関係 (検証)</p> <p><u>35—1</u> 審査法第35条第1項の「必要な場所につき、検証をする」とは、土地、建物その他の物件の存在する場所に<u>赴いて</u>その状況を確認することをいうのであるから留意する。</p> <p>(申立人の立会い)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条((証拠書類等の提出)関係 (証拠書類等の提出と裁決との関係)</p> <p><u>26—1</u> 審査法第26条の規定により証拠書類または証拠物の提出につき相当の期間を定めた場合には、23—1に準ずる。</p> <p>第27条((参考人の陳述及び鑑定)関係 (申立てを採用しない場合)</p> <p><u>27—1</u> 審査法第27条の規定による申立てがされた場合において、審査請求人の主張の全部を認容するときその他<u>審査庁</u>が審理に必要がないと認めるときは、当該申立てを採用しないものとする。</p> <p>第28条((物件の提出要求)関係 (所持人)</p> <p><u>28—1</u> 審査法第28条の「所持人」とは、書類その他の物件を支配している者をいい、他人に物件を保管させている場合には、当該物件を保管させている者のほか、当該物件を支配下においている者もこれに<u>あたる</u>ことに留意する。</p> <p>(留置物件の返還)</p> <p><u>28—2</u> 審査法第28条の規定により提出された書類その他の物件が<u>審査庁</u>に留置されている場合において、提出人から当該物件の返還請求が<u>あった</u>ときは、留置の必要がないと認められるものは<u>すみやかに</u>返還するものとする。</p> <p>第29条((検証)関係 (検証)</p> <p><u>29—1</u> 審査法第29条第1項の「必要な場所につき、検証をする」とは、土地、建物その他の物件の存在する場所に<u>おもむいて</u>その状況を確認することをいうのであるから留意する。</p> <p>(申立人の立会い)</p>

改正後	改正前
<p><u>35—2</u> 審査法第35条第1項の規定による申立てにより検証をする場合には、<u>審理員は必ず申立人に立会いの機会を与えなければならないから、その立会いの機会を与えないか又は申立人にとり立会いが不可能に等しい機会を与えたことにより、その立会いが行われないままされた裁決は違法となることに留意する。</u></p> <p>(注) 申立人に対して、あらかじめ検証の日時及び場所を通知し、検証に立ち会う機会を与えたにもかかわらず、その機会に立ち会わないときは、<u>審理員は検証を行っても差し支えない。</u></p> <p>第36条((審理関係人への質問)関係) (質問)</p> <p><u>36—1</u> 審査法第36条の「質問」は、訴訟における証人尋問のような特別な手続を必要としないことに留意する。</p> <p>(削 除)</p> <p>第37条((審理手続の計画的遂行)関係) (審理手続の計画的遂行が必要であると認められる場合)</p> <p><u>37—1</u> 審査法第37条第1項の「審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合」とは、<u>例えば、次のような事件で、審理手続に要する期間が長期間に及ぶことが見込まれる場合をいう。</u></p> <p>(1) 争点が多数ある事件 (2) 事実関係が錯綜(そう)している事件 (3) 審理関係人から提出された証拠書類等が膨大にある事件 (4) 証拠又は資料の収集やその検討に時間を要する事件</p> <p>(<u>その他相当と認める場合</u>)</p> <p><u>37—2</u> 審査法第37条第2項の「その他相当と認める場合」とは、<u>審理関係人が出頭を望まない場合や審理員が審査請求人若しくは参加人又は処分庁等と一対一で通話することにより目的を達することができる場合などで、音声の送受信による通話によって意見聴取することが適切と審理員が認める場合をいう。</u></p> <p>第38条((審査請求人等による提出書類等の閲覧等)関係) (第三者の利益を害するおそれ等)</p> <p><u>38—1</u> 審査法第38条第1項の「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、<u>例えば、同項の規定による閲覧又は交付(以下「閲覧等」という。)を求める者以外の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるときをいい、また、同項の「その</u></p>	<p><u>29—2</u> 審査法第29条第1項の規定による申立てにより検証をする場合には、<u>審査庁は必ず申立人に立会いの機会を与えなければならないから、その立会いの機会を与えないかまたは申立人にとり立会いが不可能にひとしい機会を与えたことにより、その立会いが行われないままされた裁決は違法となることに留意する。</u></p> <p>(注) 申立人に対して、あらかじめ検証の日時および場所を通知し、検証に立ち会う機会を与えたにもかかわらず、その機会に立ち会わないときは、<u>審査庁は検証を行なつてもさしつかえない。</u></p> <p>第30条((審査請求人又は参加人の審尋)関係) (審尋)</p> <p><u>30—1</u> 審査法第30条の「審尋」は、訴訟における証人尋問のような特別な手続を必要としないことに留意する。</p> <p>第32条((他の法令に基づく調査権との関係)関係) (当該職員等の質問検査権等)</p> <p><u>32—1</u> 国税に関する法律に基づく当該職員等の質問検査権等の行使については、<u>審査法第27条から第31条まで((審理のための検証、審尋等))の規定によつて制限されるものではないことに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第33条((処分庁からの物件の提出及び閲覧)関係) (第三者の利益を害するおそれ)</p> <p><u>33—1</u> 審査法第33条第2項の「第三者の利益を害するおそれがある」とは、<u>たとえば密告書、投書、聴取書、決議書、調査書等を閲覧させることにより第三者(閲覧請求人以外の者をいう。)の利益を害するおそれがある場合をいうことに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>他正当な理由があるとき」とは、例えば、国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、閲覧等の対象とすることにより、当該事務又は事業の性質上、それらの適正な遂行に支障を来すおそれがあるときをいう。</u></p> <p><u>(提出人の意見を聴く必要がないと認めるとき)</u></p> <p><u>38—2 審査法第38条第2項ただし書の「必要がないと認めるとき」とは、提出人の意見を聴くまでもなく、審理員が閲覧等の求めに対する判断が可能であるときをいい、例えば、次のときをいう。</u></p> <p><u>(1) 公になっている情報と判断できるとき。</u></p> <p><u>(2) 明らかに38—1に該当すると判断できるとき。</u></p> <p>(26—1へ移動)</p> <p><u>第39条((審理手続の併合又は分離)関係)</u> <u>(併合審理をした場合の裁決)</u></p> <p><u>39—1 審査法第39条の規定による併合審理をした場合の裁決については、第1編104—3に準ずる。</u></p> <p>(15—1へ移動)</p> <p>(15—2へ移動)</p> <p>(27—1へ移動)</p>	<p><u>(注) 決議書、調査書等は、その記載内容によつては「第三者の利益を害するおそれがある」ときに該当するほか、税務執行上の秘密にふれるため閲覧させないことについて同項の「正当な理由がある」ときに該当することがある。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>第35条((執行停止の取消し)関係)</u> <u>(その他事情が変更したとき)</u></p> <p><u>35—1 審査法第35条の「その他事情が変更したとき」には、執行停止をした後において執行停止を継続することが不相当であると認められる重要な事情の変更があつたときのほか、執行停止をした後において当該執行停止をすべきものではないことが明らかになつたときもこれに含まれることに留意する。</u></p> <p><u>第36条((手続の併合又は分離)関係)</u> <u>(併合審理をした場合の裁決)</u></p> <p><u>36—1 審査法第36条の規定による併合審理をした場合の裁決については、第1編104—3に準ずる。</u></p> <p><u>第37条((手続の承継)関係)</u> <u>(法令により権利を承継した者)</u></p> <p><u>37—1 審査法第37条第1項の「法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者」は、税務官庁のする処分については該当がないことに留意する。</u></p> <p><u>(相続人等)</u></p> <p><u>37—2 相続人および審査請求手続の承継については、第1編106—1から106—3までおよび106—5に準ずる。</u></p> <p><u>第39条((審査請求の取下げ)関係)</u> <u>(取下げの権限等)</u></p> <p><u>39—1 取下げの権限および取下げの権限証明については、第1編110—1および110—2に準ずる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条(審理員意見書)関係</u> <u>(審理員意見書の作成)</u></p> <p><u>42—1</u> 審理員意見書とは、審理の結果を踏まえ、審理員が、事案の概要及び審理関係人の主張の要旨を整理し、当該事案の争点を明示した上で、審査請求に対する結論(裁決主文に対応するもの)及びその理由を記載したものをいう。</p> <p style="text-align: center;">第5節 裁決</p> <p><u>第45条((処分についての審査請求の却下又は棄却)関係)</u> <u>(却下の裁決)</u></p> <p><u>45—1</u> 審査法第45条第1項の規定による却下の裁決については、第1編83—1に準ずる。</p> <p><u>第46条((処分についての審査請求の認容)関係)</u> <u>(認容裁決の要件)</u></p> <p><u>46—1</u> 審査請求の審理の範囲は、審査請求人が主張する審査請求の理由に限らず、処分の当否を判断するために必要な範囲全般に及ぶことから、審査法第46条第1項の「処分……についての審査請求が理由がある場合」とは、審査請求人が主張する個々の理由の当否に限らず、当該処分が違法又は不当のいずれかであると審査庁が認める場合を指すことに留意する。</p> <p><u>第47条関係</u> <u>(撤廃命令)</u></p> <p><u>47—1</u> 審査法第47条第1項第1号の「撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずる」とは、<u>事実上の行為</u>についての審査請求、例えば、酒類の容器の施封(法第74条の4第5項)の解除を求める審査請求について理由があると認め、当該違法又は不当な状態を排除すべき旨を命ずることをいうのであるから留意する。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第49条((不作為についての審査請求の裁決)関係)</u> <u>(却下の裁決)</u></p> <p><u>49—1</u> 審査法第49条第1項の規定による却下の裁決は、<u>例えば、次のいずれかに当たるときに行うものとする。</u></p> <p>(1) 申請が法令に基づき処分その他公権力の行使に<u>当たる行為</u>を求めるものでないとき。 (2) 申請が存在しないとき。 (3) 申請があつた後相当の期間を経過していないとき。 (4) 申請人でない者が<u>審査請求</u>をしたとき。</p> <p>(5) <u>審査請求に係る不作為が存在しないとき。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>第40条((裁決)関係)</u> <u>(却下の裁決)</u></p> <p><u>40—1</u> 審査法第40条第1項の規定による却下の裁決については、第1編83—1に準ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(撤廃命令)</u></p> <p><u>40—2</u> 審査法第40条第4項の「<u>撤廃すべきことを命ずる</u>」とは、<u>事実行為</u>についての審査請求、例えば、酒類の容器の施封(法第74条の4第5項)の解除を求める審査請求について理由があると認め、当該違法又は不当な状態を排除すべき旨を命ずることをいうのであるから留意する。</p> <p><u>(裁決による宣言)</u></p> <p><u>40—3</u> 審査法第40条第4項の「<u>裁決で、その旨を宣言する</u>」とは、<u>審査請求の趣旨に従い事実行為の全部または一部を撤廃すべきことを命じた旨を裁決において表明すること</u>をいうのであるから留意する。</p> <p><u>(却下の決定)</u></p> <p><u>50—1</u> 審査法第50条第1項の規定による却下の決定は、<u>たとえば次のいずれかにあたるときに行なうものとする。</u></p> <p>(1) 申請が法令に基づき処分その他公権力の行使に<u>あたる行為</u>を求めるものでないとき。 (2) 申請が存在しないとき。 (3) 申請があつた後相当の期間を経過していないとき。 (4) 申請人でない者が<u>異議申立て</u>をしたとき。 (5) <u>異議申立てが不作為庁でない行政庁にされたとき。</u> (6) <u>異議申立てに係る不作為が存在しないとき。</u></p>

改正後	改正前
<p>(棄却の裁決)</p> <p><u>49—2</u> 審査法第49条第2項の規定による棄却の裁決は、審査請求に係る不作為について、不作為庁に法令に基づく申請から相当の期間が経過しているものの、そのことを正当化する特段の理由がある場合に行うことに留意する。</p> <p><u>第50条</u> (裁決の方式)関係 (裁決書に記載すべき理由等)</p> <p><u>50—1</u> 裁決書に記載すべき理由及び記名押印については、第1編84—12及び84—13に準ずる。</p> <p><u>第51条</u> (裁決の効力発生)関係 (裁決書謄本の送達等)</p> <p><u>51—1</u> 裁決書謄本の送達及び裁決の効力の発生については、第1編84—15、84—16の(注)及び84—17から84—20までに準ずる。</p> <p><u>第52条</u> (裁決の拘束力)関係 (却下等の処分についての取消裁決)</p> <p><u>52—1</u> 審査法第52条第2項の「申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合」とは、<u>例えば、酒類業免許申請に対する免許拒否処分につき当該免許拒否処分の相手方からされた審査請求について審理の結果、当該免許拒否処分が裁決で取り消された場合</u>をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) 同項の規定は、申請に対してされた処分が裁決で取り消された場合は、申請中の状態すなわち処分のない状態に復帰することとなるので、申請人からの再度の申請を待たず裁決の趣旨に沿って改めてその申請に対する処分をすべき旨を<u>留意的に</u>定めたものである。</p> <p>(関係行政庁等)</p> <p><u>52—2</u> 関係行政庁及び裁決の拘束力については、第1編102—1及び102—2に準ずる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>(7) <u>異議申立ての方式その他の手続に不合法ではあるが補正可能な欠陥があり、不作為庁が相当の期間を定めて補正を命じた場合において、当該期間内に補正されなかつたとき。</u></p> <p>(棄却の裁決)</p> <p><u>51—2</u> 審査法第51条第2項の規定による棄却の裁決は、審査請求に係る不作為について、不作為庁に相当の理由 (不作為についての異議申立てに対する理由開示に附する理由に相応する理由をいう。)がある場合に行なうことに留意する。</p> <p><u>第41条</u> ((裁決の方式)関係 (裁決書に附記すべき理由等)</p> <p><u>41—1</u> 裁決書に附記すべき理由および記名押印については、第1編84—17および84—18に準ずる。</p> <p><u>第42条</u> ((裁決の効力発生)関係 (裁決書謄本の送達等)</p> <p><u>42—1</u> 裁決書謄本の送達および裁決の効力の発生については、第1編84—10の(注)および84—11から84—15までに準ずる。</p> <p><u>第43条</u> ((裁決の拘束力)関係 (却下等の処分についての取消裁決)</p> <p><u>43—1</u> 審査法第43条第2項の「申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたとき」とは、<u>たとえば酒類業免許申請に対する免許拒否処分につき処分の相手方からされた審査請求について審理の結果、当該拒否処分が裁決で取り消されたとき</u>をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) 同項の規定は、申請に対してされた処分が裁決で取り消されたときは、申請中の状態すなわち処分のない状態に復帰することとなるので、申請人からの再度の申請を<u>また</u>ず裁決の趣旨に<u>そつて</u>改めてその申請に対する処分をすべき旨を<u>念のため</u>定めたものである。</p> <p>(関係行政庁等)</p> <p><u>43—2</u> 関係行政庁および裁決の拘束力については、第1編102—1および102—2に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">第3節 処分についての異議申立て</p> <p><u>第45条</u> ((異議申立期間)関係 (期間の計算)</p> <p><u>45—1</u> 審査法第45条の「60日」の計算については、14—2に準ずる。</p> <p><u>第46条</u> ((誤つた教示をした場合の救済)関係 (教示)</p> <p><u>46—1</u> 審査法第46条第1項の「教示」については、18・19共—2に準ずる。</p>

改正後	改正前
(削 除)	<p><u>第47条((決定)関係)</u> <u>(却下の決定)</u> 47—1 <u>審査法第47条第1項の規定による却下の決定については、第1編33—1に準ずる。</u></p>
(削 除)	<p><u>第48条((審査請求に関する規定の準用)関係)</u> <u>(審査請求に関する定め準用)</u> 48—1 <u>処分についての異議申立てについては、審査請求に関する次の定め準ずる。</u> <u>14—1から14—5まで、15—1、16—1、21—1、21—2、24—1から24—3まで、25—1、25—2、26—1、27—1、28—1、28—2、29—1、29—2、30—1、32—1、35—1、36—1、37—1、39—1、41—1および42—1</u></p>
(49—1へ移動)	<p style="text-align: center;"><u>第4節 不作為についての不服申立て</u></p> <p><u>第50条((不作為庁の決定その他の措置)関係)</u> <u>(却下の決定)</u> 50—1 <u>審査法第50条第1項の規定による却下の決定は、たとえば次のいずれかにあたるときに行なうものとする。</u> (1) <u>申請が法令に基づき処分その他公権力の行使にあたる行為を求めるものでないとき。</u> (2) <u>申請が存在しないとき。</u> (3) <u>申請があつた後相当の期間を経過していないとき。</u> (4) <u>申請人でない者が異議申立てをしたとき。</u> (5) <u>異議申立てが不作為庁でない行政庁にされたとき。</u> (6) <u>異議申立てに係る不作為が存在しないとき。</u> (7) <u>異議申立ての方式その他の手続に不適法ではあるが補正可能な欠陥があり、不作為庁が相当の期間を定めて補正を命じた場合において、当該期間内に補正されなかつたとき。</u></p>
(削 除)	<p><u>(申請に対するなんらかの行為)</u> 50—2 <u>審査法第50条第2項の「申請に対するなんらかの行為をする」とは、不作為庁が申請に基づいた行為(審査法第2条第1項に規定する処分および事実上の行為で一時的な性質を有するものをいう。以下50—4までにおいて同じ。)をするか申請を拒否(一部拒否を含む。以下50—4までにおいて同じ。)するかのいずれかの行為をすることをいうのであるから、たとえば更正の請求に係る不作為についての異議申立てがされた場合において、課税標準等の調査をすることのみでは、これにあたらぬことに留意する。</u></p>
(削 除)	<p><u>(その他の措置に係る期間)</u> 50—3 <u>審査法第50条第2項の規定により申請に対して行なう行為(通知を要しない行為を除く。)または不作為の理由開示は、不作為についての適法な異議申立てが行政庁に到達した日の翌日を第1日として20日目までに異議申立人に到達するようこれをしなければならぬことに留意する。</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>(不作為の理由)</u> <u>50—4 審査法第50条第2項の「不作為の理由」とは、申請に基づいた行為をするか申請を拒否するかのおのづから行為もできない状態にあるときにおける当該できない理由をいうことに留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>第51条((審査庁の裁決)関係)</u> <u>(却下の裁決)</u> <u>51—1 審査法第51条第1項の規定による却下の裁決については、50—1に準ずる。</u></p>
(49—2へ移動)	<p><u>(棄却の裁決)</u> <u>51—2 審査法第51条第2項の規定による棄却の裁決は、審査請求に係る不作為について、不作為庁に相当の理由(不作為についての異議申立てに対する理由開示に附する理由に相応する理由をいう。)がある場合に行なうことに留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(申請に対するなんらかの行為)</u> <u>51—3 審査法第51条第3項の「申請に対するなんらかの行為」については、50—2に準ずる。</u></p>
(削除)	<p><u>第52条((処分についての審査請求に関する規定の準用)関係)</u> <u>(処分についての審査請求に関する定め)の準用)</u> <u>52—1 不作為についての不服申立てについては、次に掲げる区分に応じ、処分についての審査請求に関するそれぞれに掲げる定めにより準ずる。</u> <u>(1) 不作為についての異議申立て</u> <u>21—1、21—2、37—1、37—2、39—1、41—1および42—1(42—1において準用する第1編84—13および84—15を除く。)(2)において同じ。)</u> <u>(2) 不作為についての審査請求</u> <u>21—1、21—2、22—1、23—1、25—1、25—2、26—1、27—1、28—1、28—2、29—1、29—2、30—1、32—1、33—1、36—1、37—1、37—2、39—1、41—1および42—1</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 補則</p> <p>第82条((不服申立てをすべき行政庁等の教示)関係) (教示の方法) <u>82—1 審査法第82条第1項の規定による教示は、教示の有無又は内容についての紛争を避けるため、処分の通知書に併記する等の方法により書面によってこれを行なうことに取り扱う。</u></p> <p>(教示を必要としない処分) <u>82—2 国税に関する法律に基づく処分のうち、例えば、次に掲げるような不利益を与えるものでない処分については、審査法第82条第1項の教示を必要としないことに留意する。</u> <u>(1) 納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定で更正の請求を待たずに職権で行う</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 補則</p> <p>第57条((審査庁等の教示)関係) (教示の方法) <u>57—1 審査法第57条第1項の規定による教示は、教示の有無または内容についての紛争を避けるため、処分の通知書に併記する等の方法により書面によってこれを行なうことに取り扱う。</u></p> <p>(教示を必要としない処分) <u>57—2 国税に関する法律に基づく処分のうち、たとえば次に掲げるような不利益を与えるものでない処分については、審査法第57条第1項の教示を必要としないことに留意する。</u> <u>(1) 納付すべき税額を減少させる更正または賦課決定で更正の請求を待たずに職権で行</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>処分</p> <p>(2) 青色申告の承認の申請に対してこれを承認する処分</p> <p>(3) 相続税の延納申請に対してこれを申請どおり許可する処分</p> <p>(4) 酒類の製造免許申請に対してこれを申請どおり免許する処分</p> <p>(5) 差押えを解除する処分</p> <p>(処分)</p> <p><u>82—3</u> 審査法第82条第2項に規定する「<u>教示</u>」が必要となる処分には、書面でする処分のほか、口頭でする処分及び<u>事実上の行為</u>が含まれるのであるが、<u>同条第1項</u>に規定する「<u>教示</u>」が必要となる処分には、口頭でする処分は含まれないことに留意する。</p> <p>(注) 口頭でする処分には、例えば、担保として提供された金銭をもって消費税を納付させる場合における口頭による告知(法第36条第2項ただし書)がこれに該当する。</p> <p>(教示の追完)</p> <p><u>82—4</u> 処分に際し教示を行わなかった場合又は誤った教示を行った場合において、法定の不服申立期間内に不服申立てをすることができると認められるときは、既に適法な不服申立てがされているときを除き、<u>速やかに審査法第82条第1項の規定による教示を行うものとする</u>。この場合においては、処分に際し<u>行った教示と同様の効果を生じ、当該教示を行った日の翌日から改めて不服申立期間が進行するものではないことに留意する</u>。</p> <p>(教示を行わなかった場合等の処分の効力)</p> <p><u>82—5</u> 不服申立てをすることができる処分について、審査法第82条第1項の規定による教示を行わなかった場合又は<u>誤った教示を行った場合</u>においても、当該処分の効力には影響を及ぼさないことに留意する。</p> <p>(教示すべき行政庁)</p> <p><u>82—6</u> 審査法第82条第2項の規定により教示を行うべき行政庁は処分庁であるが、法第75条第5項((当該職員がした処分についての不服申立て))又は法第85条第1項((納税地異動の場合における再調査の請求先等))の規定により処分庁とみなされる行政庁も教示を行うべき行政庁に含まれることに留意する。</p> <p>(7—2へ移動)</p> <p>第83条((教示をしなかった場合の不服申立て)関係 (決定の際の教示をしなかった場合))</p>	<p>なう処分</p> <p>(2) 青色申告の承認の申請に対してこれを承認する処分</p> <p>(3) 相続税の延納申請に対してこれを申請どおり許可する処分</p> <p>(4) 酒類の製造免許申請に対してこれを申請どおり免許する処分</p> <p>(5) 差押えを解除する処分</p> <p>(処分)</p> <p><u>57—3</u> 審査法第57条第2項に規定する「<u>教示</u>」が必要となる処分には、書面でする処分のほか、口頭でする処分及び<u>事実行為</u>(同法第2条第1項)が含まれるのであるが、<u>同法第57条第1項</u>に規定する「<u>教示</u>」が必要となる処分には、口頭でする処分は含まれないことに留意する。</p> <p>(注) 口頭でする処分には、例えば、担保として提供された金銭をもって消費税を納付させる場合における口頭による告知(法第36条第2項ただし書)がこれに該当する。</p> <p>(教示の追完)</p> <p><u>57—4</u> 処分に際し教示を行わなかった場合または誤った教示を行なった場合において、法定の不服申立期間内に不服申立てをすることができると認められるときは、既に適法な不服申立てがされているときを除き、<u>すみやかに審査法第57条第1項の規定による教示を行なうものとする</u>。この場合においては、処分に際し<u>行なった教示と同様の効果を生じ、当該教示を行なった日の翌日から改めて不服申立期間が進行するものではないことに留意する</u>。</p> <p>(教示を行わなかった場合等の処分の効力)</p> <p><u>57—5</u> 不服申立てをすることができる処分について、審査法第57条第1項の規定による教示を行わなかった場合または<u>誤った教示を行なった場合</u>においても、当該処分の効力には影響を及ぼさないことに留意する。</p> <p>(教示すべき行政庁)</p> <p><u>57—6</u> 審査法第57条第2項の規定により教示を行なうべき行政庁は処分庁であるが、法第75条第6項((当該職員がした処分についての不服申立て))または法第85条第1項((納税地異動の場合における異議申立先等))の規定により処分庁とみなされる行政庁も教示を行なうべき行政庁に含まれることに留意する。</p> <p>(公共団体に対する教示)</p> <p><u>57—7</u> <u>地方公共団体その他の公共団体が所得税法の規定による源泉徴収義務者となる場合には、その地位は一般私人と異なるところがないから、当該公共団体に対する源泉徴収に係る所得税の納税告知処分は、審査法第57条第4項の「その固有の資格において処分の相手方となる」処分には含まれないことに留意する。</u></p> <p>第58条((教示をしなかった場合の不服申立て)関係 (決定の際の教示をしなかった場合))</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>83—1</u> 法第84条第9項(決定の際の教示)の規定による教示を<u>しなかつた</u>場合についても、<u>審査法第83条</u>の規定に準じて取り扱う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(審査請求又は再調査の請求とみなす場合の効果)</p> <p><u>83—2</u> 審査法第83条第4項又は第5項の規定により初めから審査請求又は再調査の請求がされたものとみなす場合の効果については、第1編<u>112—3</u>に準ずる。</p> <p>(審査請求とみなされた場合の補正命令)</p> <p><u>83—3</u> 審査法第83条第4項の規定により不服申立てが審査請求とみなされた場合には、当該不服申立書の記載事項の不備等の補正命令も当該審査庁においてこれを<u>行う</u>ことに留意する。</p> <p>(審査請求とみなされた場合の副本)</p> <p><u>83—4</u> 審査法第83条第4項の規定により審査請求とみなされた不服申立てについては、<u>22—3</u>に準ずる。</p> <p>(削 除)</p>	<p><u>58—1</u> 法第84条第6項(決定の際の教示)の規定による教示を<u>しなかつた</u>場合についても、<u>審査法第58条</u>の規定に準じて取り扱う。</p> <p>(不服申立期間につき教示をしなかつた場合)</p> <p><u>58—2</u> 不服申立期間経過後に不服申立てがあつた場合において、当該不服申立てが不服申立てをすることができる期間の教示を<u>しなかつた</u>ことに基づくものであつても、当該不服申立ては不適法な申立てとなることに留意する。</p> <p>(審査請求または異議申立てとみなす場合の効果)</p> <p><u>58—3</u> 審査法第58条第4項または第5項の規定によりはじめから審査請求または異議申立てがされたものとみなす場合の効果については、第1編<u>112—4</u>に準ずる。</p> <p>(審査請求とみなされた場合の補正命令)</p> <p><u>58—4</u> 審査法第58条第4項の規定により不服申立てが審査請求とみなされた場合には、当該不服申立書の記載事項の不備等の補正命令も当該審査庁においてこれを<u>行なう</u>ことに留意する。</p> <p>(審査請求とみなされた場合の副本)</p> <p><u>58—5</u> 審査法第58条第4項の規定により審査請求とみなされた不服申立てについては、<u>18・19共—3</u>に準ずる。</p> <p>附 則</p> <p>(改正通達の適用時期等)</p> <p><u>特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)附則第9条による改正前の措置法第66条の11の2第3項又は第5項の規定の適用がある場合には、この通達による改正前の不服審査基本通達(異議申立関係)の75—4(3)(国税庁長官がした処分)の取扱いを適用するものとする。</u></p>